



鳥取県公報

平成13年 3月30日(金)
号外第45号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告 包括外部監査の結果の公表..... 1

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人高橋務から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により提出された意見を併せて公表する。

平成13年 3月30日

鳥取県監査委員	山	田	次	彦
同	井	上	耐	子
同	奥	田	保	明
同	松	田	一	三

平成12年度包括外部監査報告書

第1. 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

鳥取県立厚生病院の一般的運営に関する事業の管理について、特に地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかどうかについて

本庁及び出先機関の一部の物品の購入及び管理に関する手続が、合規におこなわれているか、前年度意見の状況を調査するとともに、予算制度の趣旨にそって執行されているかどうかについて

平成11年度鳥取県資産と負債の状況（バランスシート）に記載されている、投資及び出資金・貸付金について、その価値が適正であるか、また出資財産が適正に管理されているかどうかについて

平成11年度に執行された公共工事に係わる入札手続が、適正に行われているかどうかについて

(2) 外部監査対象期間

平成11年度 (自平成11年4月1日 至平成12年3月31日)

3. 事件を選定した理由

- (1) 鳥取県立厚生病院は、慢性的な赤字となっているが、その原因については十分に分析されておらず、赤字の意味を明らかにし、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨から見て問題点を抽出することが有用であると判断したためである。
- (2) 物品の購入に関し、その予算執行が適正に行われているかについて、近年、各自治体において注目されているところであり、本県においてもその実施状況を検討し、また、購入された物品の受払が適正に行われていることを確かめることが必要であると判断したためである。特定の物品については、前年度指摘の事項が改善されているかについても検討することが必要であると判断したためである。
- (3) 貸借対照表に計上されるべき公有財産が、その価値を実際に有しているか否か、特に投資・出資金・貸付金について検討することが必要であると判断したためである。
- (4) 公共工事については、予算に占める割合も高く、近年住民の関心の高いものとなっているため、入札手続及び落札価格の傾向を検討することが必要であると判断したためである。

4. 外部監査の方法

- (1) 鳥取県立厚生病院の会計資料・医事関係資料・人事関係資料等の吟味及び会議録の通査・関係者への質問を行って収益費用の分析を実施するとともに、抽出された問題点について、関係諸帳簿及び証憑書類との照合等の手続を行って請求漏れ等、具体的な地方自治法第2条第14項及び第15項に係る問題事項の有無を確認した。ただし、具体的な問題点の確認については、網羅的に行ったわけではなく、外部監査の効率性の意味から重要と判断したものに限定し、その調査方法についても試査によった。
- (2) 「平成11年度用品請求一覧表」・「平成11年度用品別購入金額一覧表」・「平成11年度課所別購入金額一覧表」を資料とし、平成10年度の指摘事項を受けた電卓・食料品につき平成11年度に同様な事実のないことを確認し、購入の妥当性を検証した。また、用紙類のうち購入数量の多いコピー用紙につき、購入数量の多い課所については使用実績を確認し、購入の妥当性及び現品の管理状況の適否について確かめた。
- (3) 平成11年度資産と負債の状況(バランスシート)に記載されている投資及び出資金並びに貸付金について、鳥取県公有財産表(平成12年3月31日現在)・経営状況報告書・出資法人の決算書・平成11年度決算に関する説明書を参考とし、担当者への質問を行い、それらの資産としての価値について検討を行った。ただし、出資法人の決算書に関しては、その内容について資産の実在性あるいは資産価値についての吟味は行っていない。
- (4) 平成11年度に執行された公共工事について、本庁及び出先機関における、土木部及び農林水産部の工事について、公共工事執行状況一覧表・開札筆記の内容を分析し、公共工事の入札の執行状況(入札価格・落札価格の状況等)を検討した。ただし、入札業者に対する調査権はないため、書類上の状況を把握するに止まっている。また、工事の執行件数は多大であるために全件の検討を行っていないところもある。

5. 外部監査の実施期間

平成12年7月10日から平成13年3月16日まで

第2. 監査の結果

1. 鳥取県立厚生病院

重要又は重大な合規性違反とする事項はなかった。

- ・ 医業収益及び未収入金について、計上・回収手続に関し、より注意深く処理を行うことにより適正な業務を行うことが望ましい。
- ・ 貯蔵品及び医療用機器について、帳簿管理と現品管理を適宜に行いその実在性を明確にすると共に、現品自体が有効に機能するかどうかについても管理されたい。
- ・ 委託契約については、契約内容あるいは契約金額について、より経済的でありかつ有効な決定をすることが望まれる。
- ・ 予算制度を基本として運営されている経営体質から、独立採算を目指すより合理的な経営体質に変換するように努力されたい。

2. 物品の取得及び管理

重要又は重大な合規性違反とすべき事項はなかった。

- ・ 前年度の指摘事項のうち、電卓の購入についてはなお通常必要とする数量より購入数量は多いと思われるが、数量管理を行っていないため紛失の事実が確認できないとのことであり、物品の管理に対する意識の向上が望まれる。
- ・ コピー用紙の他課所への配布が推定される課所があるが、予算制度の本旨に則して適正な執行が望まれる。
- ・ 全般的な傾向としては、年度末における用品交付請求の対前年同期の額は著しく減少しているといえる。

3. 投資及び出資に関する権利並びに貸付金

重要又は重大な合規性違反とすべき事項はなかった。

鳥取県公有財産表に記載されている財産につき、出資あるいは貸付先の経営状況に十分留意し公有財産に評価減が発生しないように管理されたい。

4. 公共工事の入札手続

重要又は重大な合規性違反とすべき事項はなかった。

入札状況及び落札金額に自然であるとは断言できない傾向が散見されるようであり、今後の公共工事の入札制度を検討する必要があると思われる。

第3. 利害関係

監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

平成12年度監査報告書に添付する意見

< > 鳥取県立厚生病院

1. 施設規模と医療機器導入の適正化について

施設等について導入の段階から過大過小にならないよう医療機器の整備を行うことは勿論、これらの維持管理に要する経費・既存の機器・施設の有効活用と病院の果たすべき役割等を考慮しながら最良の方法で導入す

べきである。特に、医療機器の導入については、当該病院の性格により異なるため、基準的なものは見出し難いが、他の民間病院では十分に賄うには相当困難を伴うため、中核病院である厚生病院がその利用普及を図ることにより効率をあげる必要がある。

2. 県立中央病院との連携及び役割分担について

自治省の広域的連携等推進要領（平成11年4月21日付自治準企第98号）によれば、「医療を取り巻く環境は大きく変化しており、個々の自治体における経営改善努力にもかかわらず、半数以上の病院が赤字という厳しい状況にある。このような状況に対応するためには、個々の病院だけによる対応では限界があることから、広域的な観点から機能分担と連携を進める必要がある。

このため、自治体病院間における広域的な機能分担と連携等を行うための計画を策定するとともに、当該計画に基づいて広域的連携を促進することにより、地域の医療提供体制の充実と経営基盤の強化を図るものである。」とされ、参考として次の計画等があるとしている。

診療応援・当直応援・学会等出席時の医師の応援計画

災害時応援計画

医師の確保計画

派遣計画

人員交流計画

研修計画（医師等・看護婦・管理者の研修、保健・医療・福祉の共同研修）

患者紹介マニュアルの作成

病床管理の一元化計画

遠隔医療システム導入計画

事務の共同処理計画（医療機器・薬剤・消耗品・給食材料等の共同購入、検査の委託等）

契約事務の一元化計画

鳥取市は人口15万人、倉吉市5万人とすれば、中核都市としての資格は十分に備えているが、それぞれの地域だけで考えれば、せつかくの高額医療機器が無駄になるおそれがある。得意な分野・専門分野等を生かし、出来るだけ県立中央病院と連携していけば、お互いの中核病院としての役割が果たせ、経費節減による経営改善が図れ、県内患者にとっても有効な治療を受けられることになる。

3. 医薬分業状況について

厚生省の医薬分業に関する指導に係わらず、次の表のとおり院内処方が多く、分業率が低下し、逆行の傾向を見せている。

年度	外来処方箋枚数(イ)	院外処方箋件数(ロ)	分業率
9	91,029枚	19,913件	17.9%
10	93,487	18,721	16.7
11	88,116	16,324	15.6

(注) 分業率は(ロ) / (イ) + (ロ)で算出

医薬分業が進まない理由として、院内より院外は料金が低い 薬の受け取りの待ち時間（15分位）が短い 地域に調剤薬局が少ない等のため、患者が院内処方にして欲しいとの要望が高いという病院側の説明である。しかし、病院側の採算性の観点からは、薬剤費及び人件費抑制のため、また、薬品仕入の増加が不良在庫の発生にもつながることも考えられるので、医薬分業を積極的に進める必要がある。

4. 駐車場の利便向上について

駐車場は当病院が中核病院であることから広いものが必要であるが、新館が増設されたため、少し狭小を感じさせることとなっている。夜間のみならず昼間においても、病院患者及び関係者以外の車が多く見られるため、非常に患者に不便を感じさせる結果となっている。

現在の当病院の駐車場設備は次のとおりである。

駐車場名	収容台数
玄関前駐車場	55台
第1駐車場	122
第2駐車場	109
夜勤駐車場	43
中棟駐車場	14
計	343

鳥取大学医学部付属病院では、駐車場が狭小のため本当に必要とする者の利用が不便となることを考慮し、駐車場の料金徴収をしている（職員にはパスカードを無料支給）。

駐 車 料

30分間は無料

30分超1時間迄は100円

1時間超は1時間毎に100円増

ただし、診療を受けた者等は領収書を提出することにより無料

県の本庁でも職員は外部の有料駐車場を利用していることを考えれば、当病院の場合も、本来必要とする者の利便の向上を図るべく検討が必要であると考えられる。

5. 退職給与引当金について

職員に対しては、その勤続年数に応じて退職手当を支給することが職員の退職手当に関する条例で定められている。一時に多くの職員が退職すると多額の退職手当が支払われることとなり、それをそのまま当該年度の費用とすると、損益計算上他年度との不均衡が生じる。退職手当金は各年度に分担することが発生主義の損益計算上望ましいものであり、毎年度必要とされる額を費用計上するため引当ていくものが退職給与引当金である。また、退職給与引当金は累積欠損金の有無及び単年度の損益に関係なく、毎年度一定の基準により引当を行うべきである。毎年度引当金として計上すべき金額は、人員構成及び勤務年数を勘案し、長期の人員計画に基づいて、実績率からみて妥当なものとすべきであろう。当病院の職員が11年度末に一斉退職したものと仮定した場合の退職手当金は、当病院の試算によれば、概算28億7500万円となる。退職給与引当金は、将来の病院経営を踏まえ、各年度において適切な引当計上をする必要がある。

6. 収益的収支の状況と他会計繰入金について

他会計繰入金は、地方公営企業法第17条の2第1項第1号及び第2号の規定により一般会計から病院事業会計へ交付される負担金交付金であり、病院の収入で充てることが適当でない経費と、能率的な経営を行ってもその性質上収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費のための経費負担となっている。この金額のうち、資本的収入の部分を除いたものが収益的収入として病院の収入に計上されているので、たとえ収支が黒字であったとしても、地方公共団体にとっては、病院を維持するためのコストでもある他会計繰入金は病院の経営状況を判断する場合の重要な要素となるものである。

そこで、9年度から11年度の状況を見ると次のとおりである。これをみれば各年度相当額の他会計繰入金があるにもかかわらず、平成10年度を除き赤字となっている。一般会計において負担すべき経費を除いた部分についての独立採算が強く求められていることから、当病院の徹底した経営改善が必要である。

	9年度	10年度	11年度
医業収益	4,623,487千円	4,658,419千円	4,650,767千円
医業費用	5,069,256	5,016,625	5,209,417
医業損失 (-)	445,768	358,206	558,649
経常損益	48,645	60,246	83,366
当年度純損益	59,252	49,222	88,802
他会計繰入金	651,240	658,848	712,556

7. 病院経営分析表からみた留意点

(1) 人件費と職員数

<平均給与額と平均年齢>

区 分	厚生病院 (円)	全国平均 (円)	平均年齢(才)			厚生病院職員数 (人)
			厚生病院	全国平均	類似平均	
医 師	1,396,916	1,287,094	45	41	41	25
看 護 婦	606,306	522,370	41	35	34	142
准看護婦	707,132	604,808	52	46	46	24
事務職員	592,653	603,998	40	41	42	18
医療技術員	574,875	578,376	38	39	38	26
その他職員	624,812	495,809	44	44	45	33
全 職 員	691,291	624,040	42	39	38	268

(注) 平成10年度自治体病院経営分析比較表より

<100床当り職員数(臨時・非常勤を含む)>

区 分	厚生病院 (人)	全国平均 (人)	類似平均 (人)
医 師	10.4	11.3	12.0
看 護 婦	62.5	62.9	65.2
事務職員	10.9	8.3	8.6
医療技術員	8.8	10.8	11.2
その他職員	9.0	10.3	9.7
全 職 員	101.5	103.6	106.7

(注) 平成10年度自治体病院経営分析比較表より

100床当り職員数が全国平均及び類似平均より少ないにもかかわらず当病院の平均給与額が全国平均と比べ高いのは、平均年齢が高いあるいは収益性が低い(能率が悪い)ことにあると考えざるを得ない。定数条例によれば、当病院の定数は269人(臨時・非常勤を除く)となっているが、定数条例外の臨時・非常勤が多くなり、勤務状況を見るとほとんど常勤に近いという状況となれば、定数条例はあって無きが如きものとなる。当病院の臨時・非常勤は、医師7人・看護婦24人・薬剤師1人・衛生技師1人・医療計算士3人・ボイラー技師1人・調理師1人・医療助手4人・看護助手6人・嘱託1人の計49人である。当病院の説明による1人当りの月平均給与額25万円(賞与支給なし)とすれば、年間の臨時・非常勤給与額は147百万円となる。

以上のことから、人件費節減のため、次の方策をとることが望まれる。

定数条例が適当であるとすれば定数条例どおりの人員を厳守し、人員削減を行うか、定数条例が形骸化しているとすればその見直しが必要であろう。

現在検討中の給食業務及び医療計算事務等の外部委託を早期に進め人員削減を行う。

(2) 検査等の状況

	厚生病院	全国平均	類似病院
検査技師 検査件数	110,774(件)	61,564(件)	57,472(件)
1人当り 検査収入	49,244(千円)	37,438(千円)	34,879(千円)
放射線技師 放射線件数	18,478(件)	8,773(件)	7,631(件)
1人当り 放射線収入	44,702(千円)	29,629(千円)	27,171(千円)

検査1件当り収入	444(円)	608(円)	606(円)
放射線1件当り収入	2,419(円)	3,377(円)	3,560(円)

上記からみて、検査件数は非常に多いが、1件当り収入が少ない。忙しい割に収入が少ないということであり、当然それが人件費の増加や損失の増加をまねいていることはいなめないもので、効率の良い検査及び放射線利用を検討する必要がある。また高度医療機器の利用率なども検討すべき点である。

8. 医業未収金

(1) 未収金整理簿

鳥取県病院局財務規程（以下「財務規程」という。）第11条によれば、保険者別（市町村等）の未収金整理簿（様式第14号）を作成しなければならないとされているが、現在財務規程で要求しているような管理台帳は作成されていない。このことは、相手先別の残高管理ができていないことを意味するため、早急に作成するようにすべきである。

(2) 督促状の発行（患者負担分）

財務規程第18条によれば、督促状の発行は、納入通知書の期限から20日以内に行わなければならないが、実際は1か月半から2か月後に発行されている。理由としては、ある程度期間を設けてまとめて発行するほうが事務処理の効率化が図れ、また期間を長くしたほうが医業未収金の回収状況が良好になるためである。ただし、現状のままでは規則違反となるため、規程が実態にあわなければ、規程を改正する方向で検討する必要があると思われる。

(3) 差額の修正

会計上の医業未収金残高と実際の残高との差額を11年度末に修正しているが、その際に調整のための収入調書を作成している。本来は原因を追求して、前年度以前のものであれば前期損益修正等とすべきものであった。今後は毎月会計上の残高と実際の残高を照合して差額を発生させないようにするとともに、年度末に調整のための収入調書を作成する等のことがないように適正な事務処理をすべきである。

(調定額3,244,374円)

9. 貯蔵品の棚卸の評価及び管理状況

(1) 貯蔵品の棚卸評価

財務規程によれば、貯蔵品は貯蔵の状態において取り扱うものとして、物品の範囲に含まれており、物品は物品出納簿に受払記帳して、その払出単価は先入先出法によるものとされている。ところが、当病院では麻薬を除き貯蔵品について財務規程に定める様式の物品出納簿を作成していない。従って、貯蔵品と

しての薬品・診療材料・給食材料及び燃料について、先入先出法による帳簿棚卸をすることができないため、中間期及び年度末に実地棚卸を実施し、最終仕入原価法により棚卸評価をしている。

(2) 貯蔵品の管理状況

貯蔵品は毎事業年度少なくとも二回実地棚卸を行ない、棚卸表を作成し、物品出納簿その他の記録と照合確認をし、棚卸の結果過不足を生じたときは、棚卸過不足明細表及び意見書を作成し、病院長の承認を受けて物品出納簿の修正を行わなければならないと財務規定に定められている。多種多量の薬品・診療材料等について、受払を継続的に記録することは手間を要することであるが、次のような貯蔵品の管理上から必要であり、電算処理化により物品出納簿を作成すべきである。

帳簿棚卸の数量と実地棚卸の数量を比較することによって、数量上の誤りを正す。

最適在庫量の把握が可能となり、薬品の動き、つまり、よく使用されている薬品とそうでない薬品・死蔵品が判り、薬品の変質防止を図ることができる。

年度末の在庫品と検証することによって、減耗・減失・汚損等の事実を確かめ、評価減・不用品・再用品への組替えを行なう資料とすることが可能となる。

不正防止など管理面の改善に役立つ。

(3) 棚卸計算の検証

次の薬品5点について、年度末の棚卸の計算上の数量と実地棚卸の数量との開差を下期分で検証した。過不足発生の原因は種々あるものと思われるが、実地棚卸数量の過大の一因に、実地棚卸（平成12年3月31日午後1時開始）を行った以後、同日中の使用量について棚卸数量の調整減をしていないとの担当者の説明を受けた。正確な棚卸計算をするため、その日の棚卸後の使用について棚卸数量から除外すべきである。

	上期在庫	購入量	使用量	下期理論在庫	下期実際在庫	過不足
ザンタック錠(H)	3,265	119,000	121,192	1,073	700	373
グルトパ注2400万	2	4	4	2	2	0
ゾフラン錠4mg	21	100	115	6	6	0
キネダック錠(H)	1,099	15,000	15,979	120	377	257
チモプトル0.5%	36	1,040	1,038	38	36	2

(注) 購入量データの制約により下期分で計算

10. 医療器械備品

(1) 管理の状況について

財務規程第59条において、「管理者は、出納員をして毎事業年度、固定資産の実態について固定資産台帳と照合し確認させるものとする。」と規定されているが、病院の説明によれば、事業年度末における照合確認の作業はしていないとのことであった。今後は規定どおり照合確認の作業を行うことが望ましい。固定資産台帳には、医療器械備品の保管箇所を記載する欄が設けられているが、病院開設当初からの古い医療器械備品については、保管箇所が記入されていないものや記載されている保管箇所と現在の保管箇所が異なっているものがあつた。

保管箇所が変更になった場合には変更届を提出することになっているが、平成8年以降1～2件の届け出しが提出されていないとのことであった。

また、固定資産台帳の保管箇所欄に「中央病院」と記載された下記物件があつた。

昭和45年12月31日取得 サンラック(トーイツ型) 取得価格270,000円

病院に事実関係を質問したところ、県立中央病院にも問い合わせたが、当該物件自体がどのような機器

なのか不明であり、全く判らないとのことであった。この様な状況からしても、規定どおり管理されているとは言い難く、早急に適正を期すことが望まれる。

(2) 実在性の確認について

固定資産台帳に記載のある医療器械備品が全て現存しているかどうかを確認するため、平成12年8月9日、固定資産台帳に記載のある法定耐用年数を経過した取得価額100万円以上の医療器械備品120点を抽出し、病院側を通じて各保管箇所の責任者（婦長・技師長等）に下記のランク付及び現品の確認作業を依頼した。

ランク 内 容

- A : 現在支障なく使用されているもの
- B : 使用できなくはないが、機能的に不適當であり現在は使用していないもの
- C : 現在、損傷・故障等で使用できないが、修理等を行えば使用可能となるもの
- D : 損傷・故障等で使用できず修理等不能なもの
- E : 現品が既に廃棄済等のため実在していないもの

確認作業（8月23日回答）の結果は、下記のとおりであった。

所在箇所	確認件数	A	B	C	D	E	所在変更
中 材 手 術 室	25	20	1		2	1	1(A : 1)
中 央 検 査 室	19	9	2		5	2	1(A : 1)
I C U	10	6					4(A : 3, B : 1)
中 央 放 射 線 室	8	5				1	2(A : 2)
R I	6	4	2				
内 視 鏡 室	9	1	2			6	
3F・未熟児・新生児・分娩室	8	7				1	
人 工 透 析 室	3	2			1		
内 科	3					2	1(B : 1)
外 科	1					1	
眼 科	4					4	
リハビリテーション科	2	2					
整 形 外 科	4	1					3(A : 3)
薬 剤 科	2					2	
泌 尿 器 科	1				1		
産 婦 人 科	4	1				1	2(A : 1, B : 1)
耳 鼻 咽 喉 科	3	2					1(A : 1)
小 児 科	1						1(B : 1)
2 F 病 棟	2						2(A : 2)
4 F 病 棟	2	1	1				
6 F 病 棟	1		1				
7 F 病 棟	2	2					
計	120	63	9		9	21	18(A : 14, B : 4)

Bランク（使用できなくはないが、機能的に不適當であり現在は使用していないもの）の器械備品が13件（所在変更4件含む）・Dランク（損傷・故障等で使用できず修理等不能なもの）9件・Eランク（現

品が既に廃棄済等のため、実在していないもの) 21件があった。

用度係を通じ、所在箇所の責任者に確認したところ、Bランクの13件については、今後使用する見込みはないとの説明であった。また、Dランクの器械備品の一部は本館5F・6Fの現在使用されていない旧病室に放置されていた(8月22・23日確認)。したがって、確認作業を依頼した120件の内43件(B:9件・D:9件・E:21件・所在変更B:4件)が不用品と判定されるものであった。

この結果を踏まえ、立入り可能な中央検査室所在の固定資産台帳に記載のある全ての器械備品82件及び所在変更3件(小児科より1件、ICUより2件)の計85件について、用度係長及び衛生技師長立会のもと実地照合を行った。前述の確認作業を行った器械備品を含め、Bランク3件(所在変更1件含む)・Dランク5件・Eランク9件(照合不明3件を含む)あったが、これは下記の理由により不用品処分の手続が行われなかったとのことであった。

更新の場合、通常従来 of 器械は新しい器械の納入業者に引き取ってもらうが、新機種のためしばらく併用し、不用品処分の手続を取らないまま放置されている。

使用している箇所で故障等で使用出来なくなっているにも拘らず、用度係に不用品処分伺を提出せずそのまま放置されている。

使用している箇所で故障等で使用出来なくなり、用度係に不用品処分伺を提出せず廃棄してしまっている。

また、病院の説明によれば、更新ということで従来の器械を事務処理手続上不用品処分してしまっているが、実際には実在する器械もあるとのことであった。不用品の処分については、財務規程第60条に「出納員はその都度取扱者より報告を受け、病院長の承認を受ける」と規定されており、今後は規定どおり処理すべきである。固定資産台帳との照合に当たって、各機器には「備品管理シール」(品名・保管場所・取得年月日・銘柄・規格が記載されている)が概ね貼付されているが、一部貼付されていないものもあり、貼付されていても年数の経過した機器については文字が不鮮明で判読不可能なもの、また、複数ある同種・同型式の器械備品については、特定できないものもあった。今後、規定どおり固定資産台帳と現物を照合するとのことであるが、固定資産台帳と備品管理シールに同一の を付記し管理しておけば有用であると思われる。

(3) 試薬リリースについて

中央検査室所在の器械備品の実地照合により、下記の2台の検査用器械の所在を確認した。

(イ) 全自動免疫測定装置 AXSYMアナライザー(ダイナボット(株)社製) 1台

メーカー希望小売価格証明額 15,800千円

(ロ) 自動免疫血清検査システム LPIA-A700(株)ダイアヤトロン社製) 1台

メーカー希望価格証明額 19,800千円

検査室担当者によれば、これはいわゆる「試薬リリース」というもので、メーカーより指定の検査試薬を利用するとの条件にて検査機器を無償にて使用しているとのことであった。それぞれ利用契約書が交わされており、メーカー指定の専用試薬を当該メーカーの取扱店より購入し使用するとのものであった。契約の経緯について契約担当者に質問したところ、今回は薬品の卸業者より提案があり、卸業者と検査室との口頭での話し合いにより利用が決定されたとのことであったが、他にも、薬品の卸業者数社より話があり、比較検討したとのことであった。

病院側にとっても、最新の高額な検査機器が無償で利用できるメリットもあり、以前よりこの方式が利用されているとのことであるが、薬品の卸業者からの提案若しくは申出についても書面ではなく口頭であり、どの検査機器を利用するか比較検討から決定の過程についても何等書類が作成されておらず、また今回の試薬リリースの取扱卸業者は当病院への薬品の納入量も多く、特定の卸業者との関係につき誤解を与えかねないため、病院内の稟議書類を整備し、決定に関する内容の明瞭化をはかるべきである。

(4) 医療器械の購入契約について

中央検査室所在の「自動電気泳動装置(データ処理装置付)」(H2.1/31取得)に新しい付属装置としてNECのパソコンが設置されていた。これは、「生化学分析装置(日立メ'イ7600-010形)」(H11.12/20取得)設置の段階で、当該機とのオンライン化に従来のパソコンが不適当となったため、納入業者と話し合いの結果、無償にて納入してもらったとのことであった。契約書及び請求書等の関係書類を閲覧したところ、この納入について一切の記載はなかった。契約担当者によれば、本来変更契約を取り交わすのが原則であるが、発注見積りの仕様書と異なるため、また入札済みであるため、入札に参加した他の業者との係わりもあり何等書類等は取り交わさず行ったとのことであった。今後は、変更契約を取り交わす等、内容の明瞭化をはかるべきである。

11. 医業収益

(1) 納入通知書の見込発行

患者が予約した時点で事前に納入通知書を発行したが、実際は別の日に来院したため、その月は二重に計上され、翌月に取り消し処理を行っている例が見受けられた。今後は実際に来院した後に納入通知書を発行すべきである。(調定額550円)

(2) 職員健康診断の単価誤り

職員健康診断については、35歳以上と35歳未満にわけて実施しているが、深夜業務従事者は35歳未満であっても深夜業務従事者検診を受けることとなっている(対象者59名)。深夜業務従事者検診の単価は5,990円であるにもかかわらず、誤って12,870円で計算していた。

したがって、405,920円の過大収益計上となる。ただし、職員分であるため、公衆衛生活動収益が計上されるとともに、同額が福利厚生費として計上されるため、損益計算上の影響はないが、今後は注意して計算すべきである。

(3) 文書料請求の単価誤り

普通診断書等の文書料については、鳥取県営病院事業の設置等に関する条例第5条別表第二により、患者に請求することとなっているが、誤って計算している例が見受けられた。本来は一通につき1,900円で請求すべきものを5,300円で請求していた。今後は、計算に適正を期すべきである。

(4) 医事会計の内部統制システムの問題点

担当者への質問により、現在の医事会計の内部統制システムについて検証した結果、診療後に会計をしないで帰ってしまった場合に、自動的に発見できるようにはなっていないことが判明した。診療受付後、外来カルテが作成されシステムに入力されるが、診療後に患者が会計窓口の基本票を提出しなかったため納入通知書が作成されなかった場合でも、現状のシステムでは何のメッセージもでないため、積極的に探さない限りは請求洩れが生じることとなっている。早急に対策を講じることが望まれる。

(5) 診療科別収入(診療単価)計算の問題点

診療科別の収入を計算する際に、入院中に別の科の診断を受けた場合や月の途中で別の科に移動した場合でも、月末に在籍している科の収入として計算されてしまうため、正確な診療科別収入及び診療単価の計算がされないことになっている。今後は診療科別の収入が正確に計算できるよう検討を要する。

12. 医業費用

(1) 薬品費

薬品の購入額は、上位3業者で75%を占めており、十分な自由競争状態にあるとはいえない。薬品費の

低減による収益改善を図る必要性から、使用薬品・仕入先の見直しもすべきである。注射薬について、各科から薬剤部に対し請求する場合は、注射薬請求用紙ですることになっているが、注射薬受領者印の押されていないものが散見された。また、この請求用紙は保存義務がないため保存されていないが、薬品の不正使用防止等のためにも一定期間保存することが望ましい。

(2) 診療材料費

高額な診療材料である心臓ペースメーカーは、診療材料費の9%程度を占めているが、2業者で機種の違うものを半々程度購入しており、公定価格と購入価格の価格差は、業者それぞれ7%と10%となっている。当病院と同一の業者から購入している県立中央病院（価格差8%、10%）と比較して割高である。また、心臓ペースメーカー取扱業者2社を上位に3社で購入額が70%近くを占めている。診療材料費の節減のため、取引業者を増やすなり、共同購入を行う等の方策を検討すべきである。

(3) 給食材料費

給食材料費については、年度末に集中した予算執行等の特記すべき事項はなかったが、給食部門の採算性は部門別管理がなされていないため検討できなかった。早期に部門管理を導入し、経営管理のための有効な方策を検討する必要があると思われる。

(4) 交際費

平成11年4月9日の内訳簿に記載されている、前期資金前渡額は100,000円（後期は0円）となっており、支払伝票及び支出調書の記載も同額となっている。但し、支払伝票の債権者欄・摘要欄は「鳥取県立厚生病院企業出納員××××」の記載となっており、支出調書の内訳欄の記載は「平成11年度交際費前期分」とあるのみである。また、領収欄には「鳥取県立厚生病院企業出納員××××」のゴム印の押印があるのみで、領収日・領収印の記載はなかった。

この件に関し質問をしたところ、内部資料「様式第2号」が作成されており、それによれば、前年度よりの繰越額192,405円があり、当該繰越額と当年度の受入額100,000円と合わせたものから儀礼的経費・報償的経費・賛助的経費・社会的経費等に計118,070円支出しており次年度繰越額は174,335円となっている。結果として、交際費として支出された額の内訳が内訳簿上に記載されず、かつ、簿外の交際原資が存在することとなっている。適切とはいえない処理であり、今後は適切な処理手順をとるように改善されたい。

(5) 報償費

非常勤医師（辞令の出ている医師で月5日程度の勤務を原則としている者）と辞令の出していない特別診療援助医師の時間外（概ね15時以降）の報酬を、一律1万円報償費として支給していた。また、非常勤医師の通常支給される給与は賃金、時間外報酬は報償費と、同一医師に係る報酬が勤務時間内外により異なる費目に計上されることは適当ではない。この点については例月出納検査時の指導により、平成11年11月支給分より支給方法が改善されている。

また、内訳簿に記載されている医師名と資金前渡精算書に記載されている医師名に相違のあるものが2件あったが、支出調書作成後に援助医師に変更があり支払伝票及び内訳簿は支出調書に従い記入され、資金前渡精算書も回付されるがチェック洩れがあったとのことである。年度末作成の所得税源泉徴収簿（パソコン集計により作成）においては正しく記載作成されている。原則として支出調書と資金前渡精算書の双方によりチェックすることとなっているが、作成書類が重複しているために両者に相違はないという思い込みによりチェックミスが発生するのではないかとと思われる。

(6) 消耗品費

消耗品費として予算執行したダムウェーター用電線束（平成12年2月28日 190,000円 2台分）は、資本的支出の設備改良費に計上のダムウェーター動力部等改修工事の追加費用であり、消耗品費で処理す

べきでなく、設備改良費で計上すべきである。

(7) 印刷製本費

内訳簿について

年度末の帳簿閉鎖時に集計ミスが生じ、月計欄に累計額が記載表示されていた。

年度末にパソコンを導入し、帳簿記入も行うようにしたが操作に習熟しなかったためカーソル操作誤りによる誤指示をし、誤った項目の集計を行ったとのことである。最終の帳簿として保存すべきものであるから作成後のチェックに十分留意すべきである。

見積・入札について

30,000円超の発注については2社、100,000円超の発注については3社の相見積を行い、1,000,000円超の発注については入札を行うこととしているが、30,000円以下の場合においても内容変更・様式変更等がある場合には相見積を行っており、コスト意識が在り望ましいことである。

購入単価について

年初数が月分の請求書品目を抽出し、その後の購入単価と比較した結果、納入時期の違い・業者の違いにより差異があるものがあった。

(イ) 同一業者で納入時期により単価差のあるもの

	年初数量	@ 円	期中数量	@ 円
理学療法箋	1,000	6.00	3,000	3.00
検査ラベル	20,000	1.35	50,000	0.97
自由診療記録2	2,000	6.50	3,000	4.50
診療料金納入 通知書・領収書			5,000	11.75
			8,000	9.50
			10,000	8.80
入院のご案内	2,000	32.50	2,000	29.50
循環機能検査	5,000	4.40	5,000	3.40

(ロ) 別業者で単価差のあるもの

	A社	@円	B社	@円	C社	@円
外来3号の2(整形外科)	1,000	11.50	2,000	5.00		
産婦人科外来診療行為通知書	3,000	3.10	3,000	3.00	3,000	3.50
レントゲンネームカード			6,000	1.00	10,000	0.75
外来ドックカルテ2号紙			1,000	9.00	1,000	5.80

同一業者による単価差については、枚数増加のためにコストダウンしたとのことであるが、現在の印刷業において、当病院の注文する用紙類について型取りを行うことはないものと考えられ、変動費のみの原価構成と考えられる。年初に比較し期中において単価低減しているのが、望ましいことであるが、年初における単価が高かったとも言える結果となっている。

なお、発注数が同じで、単価が低くなっているものもあるが、見積合せを行った結果であり、今後も同一業者についても単価交渉を行い、安価仕入に努力されるよう望まれる。

別業者に対する発注で単価差のあるものについては、期中後半になるにつれ安価な購入となっている。コスト意識をもって管理運営をすることが望まれる。

(8) 修繕費

修繕費は、固定資産等の維持に必要な費用とされ、固定資産の価値が増加するような改良拡張費は、当該固定資産に含めることに財務規程上定められている。しかしながら、4条予算(資本的収支)で予算要求するより、3条予算(収益的収支)で予算要求する方が手続上容易であるとの理由で、次のような資産改良費又は資産購入費にすべきものを修繕費として予算執行しているのは妥当でない。

年 月 日	内 容	金 額
H12-1-31	看護婦更衣室エアコン取替	259,350円
H12-2-29	病院収納区画仕切工事	276,150
H12-2-29	カルテ保管棚	388,500
H12-3-17	カルテ保管棚	147,000
H12-3-22	便所改修工事	4,672,500

(9) 賃借料 (タクシーチケット)

タクシーチケットの管理方法は以下のとおりとなっている。

タクシー共同組合よりチケット綴り購入・交付時について

タクシーチケット交付簿に交付月日・チケット綴り・交付先・交付者を記入し、受領者は受領印の押印又は署名をすることとされている。未使用のチケット綴りを閲覧したところで、タクシーチケット交付簿に記入のない不明綴りは無いと思われたが、チケット綴りの購入時にチケット綴りを直ちに記入することとし、未使用綴りとの照合が行えるようにすることが望ましい。

タクシー券交付時について

タクシーチケット交付は緊急呼出・深夜入退・診療援助医師の出退等に限ることとしている。タクシー利用簿を各チケット綴り交付先毎に作成させることとしており、(イ)利用年月日(ロ)利用時間(ハ)利用者名(ニ)利用区間(ホ)使用目的(ヘ)利用金額(ト)承認印(チ)備考が記載事項とされている。深夜入退については(イ)～(ホ)は婦長が予め又は交付時に記入し、(ヘ)は利用後に本人が申告記入することとなっている。(ト)は(イ)～(ホ)の記載確認後に婦長が押印する。

使用済チケットが共同組合より請求書と共に回付された時に庶務係が、タクシー利用簿・請求書内訳・チケットとの照合を行い、金額訂正及び未使用チケットの確認を行う。金額訂正のあるものは1メーター分の金額(80円)ではあるが、降車時にメーター確認の後に金額記入をするようにし訂正が少なくなるように主旨徹底されたい。また、(ロ)・(ハ)についての記入の無い利用簿もあるが、必要記入事項は全て記入することとし、未使用のチケットについての記入も第三者(庶務係も含め)に明瞭に判明するような記入が望ましい。利用済のタクシーチケットを閲覧した結果、発行者欄に交付先において病院名をゴム印にて押印している部署や手書にて記入している部署があるが、何の記入のない部署もある。

総務課が共同組合より購入した時点で押印することが望ましい。

タクシー利用簿

タクシー利用簿に記入があるが、共同組合の集計の締日の関係で請求書に記載されていないチケットについては、その記入項目を翌月回しとして別頁に転記して管理している。これは、利用簿の各月の金額と請求金額を合致させる目的ということであるが、決算月以外においては、特に必要なこととは考えられず、事務手続も煩雑となるものであり、再考を要する。

(10) 委託料

下水水質検査について

下水水質検査は(イ)健康項目(ロ)環境項目につき各月一回ずつ年12回実施されているが、採水箇所は1系統及び2系統においてそれぞれ1箇所としている。(イ)健康項目と(ロ)環境項目の委託業者は異なっ

ており、別契約となっている。当初の委託時においては、検査内容が異なり、業者間における優劣があるため2業者に別々の検査を委託したという説明であったが、検査内容は異なるものではあるが、採水系統及び採水回数が同一であることから、現在では技術的に業者間格差は無くなっているとの説明であり、(イ)(ロ)を分けて委託する理由は存在せず、同一業者に委託することにより経費の軽減が可能であると考えられるので、今後の契約時において検討することが必要である。

総合医療情報システムについて

コンピュータシステムにより総合的に医療情報の管理を実施することとなり、良好に運営されているとのことであるが、仕様書に記載のある項目の成果物が納入されていないものがある。「医業外収入(入院)(外来)毎月一回出力」と記載のある帳票名があるが、当病院には該当する出力帳票は存在しない。医療情報システム契約の仕様書に医業外収入の項目が出力帳票として記載されていること自体が不自然であり、当該資料が存在しないものであることは、契約内容(仕様書)の記載事項が当事者双方において注意深く検討されずに多額の契約が締結されているということである。出力可能な資料であれば委託先に要求すべきであり、必要もなく出力されない資料であれば、契約金額の減額訂正をすることも検討すべきである。

給与計算事務について

給与計算事務に関する委託契約書の仕様書によると、給与・給与負担金事務及び口座振替事務につき、それぞれ一件当たりの単価契約となっており、前年未在籍者をベースとした固定職員数を乗じた額が各月定額で支払われている。担当者に各月の給与計算対象者を調べてもらったところ、固定契約者数の12か月分の件数との差があり、これを一件当たりの単価による処理件数を乗じた金額と比較すると年間で212,175円過大となる計算結果が生じた。

一定額の契約を行うのであれば一式契約であるべきで、一件当たり単価の契約であれば、処理件数に対応する金額を支払うことが相当であると考えられる。

放射線物質等の測定について

R I室作業環境測定、放射性物質・全線の測定を各月1回年12回実施することとし、院内管理資料(個人線量当量測定結果個人票)に、測定結果(着用期間・測定日・実効線量当量)の記入が行われることとなっている。測定業者より納入される個人線量当量管理票(法定管理帳票)に一月間未測定の者があつたにもかかわらず、前記の院内管理資料(個人票)には、当該期間測定器具を着用し測定の結果数値まで記入されていた。管理目的が十分に認識されていないのか、管理手続が機能していないのか不明である。

電算情報処理業務について

総合医療情報システム及び給食システム(オーダリングシステム)の電算情報処理業務は、(財)鳥取県情報センター(鳥取県50%出資)へ外部委託をし、年間121,098千円の委託料を支払っているが、この委託契約は随意契約で行なわれており、相見積を徴していないのは妥当でない。今後、情報化投資のための費用が増大するためシステム監査をして、その経済性・効率性・有効性について検討をすることを要す。

(11) 通信運搬費

郵券印紙受払簿の作成管理

通信運搬費は、電信料・電話料・郵便料・搬送料等の費用を処理するものと財務規程上定められている。また、郵便切手はその受払を郵券印紙受払簿により整理するものとされている。ところが、郵券使用簿はあるものの、払出記帳のみで受入記帳のないため、未使用残高の記録がされておらず、管理上問題がある。この点については、内部監査においても指摘を受けており、平成12年5月より郵券印紙受払簿が作成され、改善されている。

郵券の未使用残高(年度末現在)

上記郵券印紙受払簿を基に年度末の郵券未使用を遡及計算したところ504,318円となった。郵券の未使用残高は、最小限に止めるべきである。

H12-4-30日現在残高	442,708円
H12-4月中の購入受入高	0
H12-4月中の使用払出高	61,610
H12-3-31日現在残高	504,318

郵券の購入状況

11年度中の郵券の種類別購入状況は次のとおりである。これらの購入状況からみて、年度末(平成12年3月31日)購入が年度購入額の50%を占めており、12年4月中の使用高が61,610円、11年度の通信運搬費の予算は大部分執行されていることからみて、予算消化の傾向がうかがえる。不要不急の支出は極力抑えることに努めなければならない。

年 月 日	郵 券 の 券 面 額							計
	20円	50円	80円	90円	100円	120円	270円	
H11-7-30			16,000					16,000円
H11-8-31			88,000					88,000
H11-10-29			40,000					40,000
H11-11-30			100,000			14,400		114,400
H11-12-27			64,000			6,000		70,000
H12-1-31		5,000	56,000		10,000	4,800		75,800
H12-2-29		10,000	48,000	4,500		12,000		74,500
H12-3-31	10,000	25,000	268,000	7,200	30,000	138,000	13,500	491,700
計	10,000	40,000	680,000	11,700	40,000	175,200	13,500	970,400

資本的支出とすべきもの

通信運搬費で予算執行のLAN配線工事費用(平成12年3月31日 119,500円)は、10万円以上の支出に該当するので、資産購入費として処理すべきである。

(12) 雑 費

委託費からの予算流用が2,288,000円あるが、これは患者から摘出した感染性一般廃棄物(臓器)が処分されないまま過去20年間放置されていたため、11年度に実行した汚物処理手数料が2,257,500円一度に計上されてしまったことによるものである。今後はこのような病院の管理上問題となることがないように適正を期すべきである。

(13) 研究研修費

研究研修費は、研修材料費・謝金・図書費・旅費及び研究雑費に区分して処理しなければならないとされ、そのうち研究雑費には、印刷費・消耗品費・研修会費等を処理すべきものとされている。しかし、研究研修用であるという理由で消耗品に該当しない次の費用が研究研修費で予算執行されている。ちなみに前年度(10年度)においても、本来資産購入費として固定資産へ計上すべき金額が費用として計上されていた。これらの処理は、予算執行の時期からみても予算消化をしていると考えられなくもない。適正な処理をすべきである。

11年度執行分	年 月 日	内 容	金 額
	H12-3-29	パソコン一式	617,379円
	H12-3-15	画像ファイリングソフト一式	327,600
		計	944,979

10年度執行分	年 月 日	内 容	金 額
	H11- 3-10	パソコン一式	520,065円
	H11- 3-25	カメラ一式	374,850
	H11- 3-25	プリンター追加1台	91,510
	H11- 3-25	ビデオカメラ一式	760,935
	H11- 3-25	X線フィルムスキャナー1台	1,596,000
	H11- 3-25	検索用コンピューター1台	784,000
		計	4,127,360

	決 算 額	3月分支出額	割 合
9年度	4,329千円	3,042千円	70%
10年度	6,217	4,220	68
11年度	2,998	1,270	42

13. 医業外収益

(1) その他医業外収益

院外の医業活動収益

次の収益については、依頼により病院外で行われた活動であり医療単価も低廉となっているという理由で医業外収益として処理されているが、医業活動に基づく収益であれば、場所・金額に係わらず医業収益として処理するのが妥当であると考えられる。

1才半・3才児健診	各市町村	1,313,400円
学校嘱託医派遣料	各市町村	1,078,418
結核検診フィルム読影料	県保健事業団	276,780

感染症指定医療機関運営費

鳥取県から交付を受けた感染症指定医療機関運営補助金(3,990千円)は、予算計上されていなかった収入であったという理由で、その他の医業外収益に計上されているが、補助金に該当するものであり、補助金収入科目で計上すべきである。

院内食堂、売店の行政財産使用料

病院内の食堂及び売店は、福利厚生施設として鳥取県現業公企職員労働組合厚生病院分会(以下、「現企労」という。)に対し行政財産使用許可書を発行して有償にて貸付けているものであり、現企労より鳥取県行政財産使用料条例に基づく使用料を徴している。しかし、食堂及び売店の営業は現企労から指定を受けた業者が行っており、現企労と当該業者との間の契約書はなく、行政財産使用料と同額の使用料を授受しており、現企労には差益発生はないとの病院担当者からの説明を受けた。県立中央病院の場合は、中央病院医療サービス振興会が行政財産使用料以上の貸付料を収受し、差益を得ていたのと異なる。食堂、売店の貸付については、条例に基づく行政財産使用料をベースに営業収入も加味した方式の貸付料を徴し、県立病院は同一の基準によって貸付けるべきである。

冷水供給器維持管理経費

業者と冷水提供装置賃貸借契約をして、冷水供給器維持管理経費名目の自販機受取手数料を売上の4割受取っている。ただし、自販機の占有する面積に応じた行政財産使用料は徴していない。県立中央病院の場合は、行政財産使用料のみで、業者よりの受取手数料との差益は中央病院医療サービス振興会が享受していた。県立病院として、より有利な同一の基準で行うべきと考える。

14. 特殊勤務手当

鳥取県立厚生病院の監査の過程において、非常勤医師及び特別診療援助医師の時間外報酬の概要を聴取する

ために入手した「特殊勤務手当の支給状況調べ(12.4.1現在)」の内容につき、本庁職員課担当者に関連する質問を行ったところ、以下の点につき検討が必要であると考えた。

平成11年度において、「給与制度の適正運用に努めるため、社会情勢の変化などを踏まえ、制度本来の趣旨にあった適切な支給となるようにその種類や額等について全面的に見直した。」として、平成12年4月1日から特殊勤務手当の見直しが行われたところであり、一定の評価をすべきものであると考えられる。

この見直しの概要は、85手当を71手当に削減している(重複する手当を除くと67手当が55手当に削減)が、その内訳としては11手当の廃止、12手当の支給対象業務等の見直しである。

特殊勤務手当とは、資料によれば「著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務」に従事する職員に支給する手当であるとされている。

鳥取県「特殊勤務手当の支給状況調べ」における手当の支給対象において、社会通念上特殊勤務とすることが適当であるか否かが検討されるべきものが依然として存在すると思われ、今後も特殊勤務手当につき、見直しの検討をすることが望ましい。

なお、特殊勤務手当のうち医療業務手当の支給額に関する意見は、以下の通りである。

一般職員および企業職員(病院局)の医療業務手当について、医療業務に従事した日が1日以上8日未満のときの手当の支給額は手当月額の30/100、8日以上15日未満のときは月額額の60/100としている支給額を、従事日数に応じて支給すべきである。

< > 物品の購入・管理

1. 前年度意見書記載事項の検証

鳥取県出納局が所管する物品の受払管理、物品貸与の管理及び用品購入の管理について、平成10年度の指摘事項(他課及び他機関の予算で購入した電卓の配布)を受け平成11年度に同様な事実のないことを確認するとともに、秘書課の用品、一般・常時購入を調査して不必要な物品の購入をしていないかという観点から検証を行った。

(1) 他課及び他機関の予算で購入した電卓の配布の調査

前年度と同様に「平成11年度用品請求一覧」により電卓購入の多い課所を特定したところ、倉吉土木事務所が該当したため、購入状況を調査するとともに在庫数及び購入理由を質問により確認した。

(購入状況)

用 品 名	平成10年度		平成11年度	
電卓DS - 20TK			20台	207,360円
電卓CS - 2170R	55台	475,200円	30	255,960円

(在庫数)

平成12年10月5日現在 38台

(購入理由)

倉吉土木事務所の職員数は119名(平成12年10月5日現在)と多いため、電卓を使用する機会も多いとのことであるが、平成11年度購入分のうち職員使用分は12台であり、平成10年度購入分をすべて使用したのは不自然であることから、担当者に質問したところ下記の回答を得た。電卓の現物管理を実施したのは前年度の外部監査以降であり、平成10年度分については、災害査定の際に使用しているが、その際に行方不明になった可能性が高いとのことである。

2年間で105台の電卓を購入したうち、67台を使用したことは事実であるが、そのうち用途が判明しているものは12台のみである。電卓のような用品については備品のように受払管理を要求されていないものの、定期的な棚卸等により現物の管理に適正を期すことが望まれる。

(2) 秘書課の用品、一般・常時購入の調査

平成10年度において秘書課は道路課の予算で購入した電卓の配布を受けていたが、平成11年度においてそのような事実がないことを質問により確認するとともに、秘書課の用品、一般・常時購入を調査して不
必要な物品の購入がないかどうかという観点から検証を行った。

検証の結果、他課の予算で購入した用品の配布を受けているという事実はないという回答を得た。また、
用品、一般・常時購入において unnecessary 物品を購入している事実は見受けられなかった。

2. 用紙類の購入手続について

(1) 用紙類の購入について

一般用品のうち用紙類で使用量の多いコピー用紙について、各執行組織（請求課所）から出納局へ交付
請求されたデータを基に作成した平成11年度用品（再生紙100% A 4）請求一覧表の提示を受けた。

その一覧表から請求金額の多い順に10課所をリストアップしたものが 表1 であり、このリストから
みて農林水産部関係機関の請求額が多く、特に、鳥取地方農林振興局の請求金額は総務課に次いで多く、
他の地方農林振興局と比べても多額であることがわかる。これは11年度において特に多額になったもので
はなく、 表2 のようにむしろ、前年度より減少した金額である。鳥取地方農林振興局の11年度中のコ
ピー用紙（再生紙100% A 4）の交付状況を見ると 表3 のとおり7～8月に一括購入に近い形で請求
（購入）されている。

また、鳥取地方農林振興局をはじめ、倉吉地方農林振興局と日野地方農林振興局のコピー用紙の使用実
績を確認するため、コピー機の使用度数等の調査を農林水産部担当者に求めたところ、 表4 のとおり
各地方農林振興局のコピー用紙の年間使用量は300～400箱程度と推計され、鳥取地方農林振興局は推定年
間使用量の3～4倍の交付請求がなされていることになる。

ちなみに11年度において、コピー用紙の交付請求がなされていない課所を調査したところ 表5 、出
先機関を中心に相当数あった。

鳥取県立厚生病院の外部監査において、購入実績のないコピー用紙（A 4 189箱 B 5 20箱）の在庫が
あったことも確認されている。これらの状況から、鳥取地方農林振興局を中心にコピー用紙の他課所への
配布が行われていたのではないかと推測される。農林水産部担当者から事情を聴取したところ、前年度の
外部監査で電卓の他課所配布の指摘を受けて以降（平成11年8月）は、コピー用紙についても他課所への
配布は行っていないとの説明があった。

それまでのA 4コピー用紙の他課所への配布状況を農林水産部が内部調査した結果は 表6 のとおり
である。この調査結果からみて、厚生病院を始め広範囲にわたり他課所への配布が行われており、これは
当年度に限らず、これまでも同様なことが行われていたのではないかと考えられる。

このような他課所で使用する用紙を予算の多い農林水産部で交付請求することは予算制度の形骸化を示
すものであり適正な交付請求であるとはいえない。

<表1> 平成11年度再生紙100% A 4 請求一覧

課 所 名	請求数量	請求金額
総 務 課	1,430箱	3,657,940円
鳥取地方農林振興局	1,183	3,026,114
管 理 課	1,000	2,558,000
警 察 本 部 会 計 課	670	1,713,860
倉吉地方農林振興局	462	1,416,836
農 村 整 備 課	379	969,482
農 政 課	345	882,510
日野地方農林振興局 (注)	345	894,240

教育委員会総務課	300	772,770
統 計 課	290	741,820
そ の 他 課 所	7,775	20,150,756
計	14,179	36,784,328

(注) 再生紙A4ホワイト256箱、688,176円別途あり

<表2> 再生紙100%A4請求額年度比較

課 所 名	10年度	11年度	増減額
鳥取地方農林振興局	4,697,600円	3,026,114円	1,671,486円
倉吉地方農林振興局	2,016,850	1,416,836	600,014
日野地方農林振興局	317,520	894,240	576,720
米子地方農林振興局	26,460	596,160	569,700
八頭地方農林振興局	79,360	345,330	265,970

<表3> 鳥取地方農林振興局の再生紙100%A4の交付状況(11年度)

用品交付日	数量	請求金額
11-7-30	300箱	767,400円
11-7-30	300	767,400
11-8-10	300	767,400
11-8-20	283	723,914
計	1,183	3,026,114

<表4> コピー機の使用度数等について(12-10-5調)

年 度	区 分	鳥取地方農林振興局	倉吉地方農林振興局	日野地方農林振興局
10年度	度数	756,152	972,457	649,328
	箱数	302	389	260
11年度	度数	834,259	1,031,916	766,184
	箱数	334	413	306
在庫数	箱数	53	47	14

(注) 箱数は1箱2,500枚で換算

<表5> 再生紙100%A4の11年度交付請求のない課所

部 局	本 庁	出 先 機 関
総 務 部	県 民 室	東部県税事務所
企 画 部		鳥取空港管理事務所
福祉保健部	国民年金課	東部健康福祉センター
		八頭地域保健福祉部
		中部健康福祉センター
		皆成学園
		積善学園
		皆生小児療育センター
		福祉相談センター
		倉吉児童相談所
		米子児童相談所
		喜多原学園
		保育専門学院
		倉吉総合看護専門学校

		母来寮	鳥取療育園
		岩井長者寮	
生活環境部		消防学校	
商工労働部	職業安定課	産業技術センター	
	雇用保険課	米子高等技術専門学校	
農林水産部		農業大学校	林業試験場
		農業試験場	境港水産事務所
		園芸試験場	水産試験場
		中小家畜試験場	
水産振興局	漁 港 課		
土 木 部	都市計画課	根雨土木事務所	
	河 川 課	姫路鳥取線用地事務所	
	砂防利水課	鳥取港湾事務所	
	住 宅 課		
	建 築 課		
	港 湾 課		
教育委員会	福 利 課	生涯学習センター	
	同和教育課	鳥取東高等学校	赤碕高等学校
		鳥取西高等学校	米子西高等学校
		鳥取商業高等学校	米子高等学校
		鳥取農業高等学校	米子南商業高等学校
		岩美高等学校	境高等学校
		八頭高等学校	境水産高等学校
		智頭農林高等学校	境港工業高等学校
		倉吉東高等学校	根雨高等学校
		倉吉西高等学校	鳥取養護学校
		倉吉農業高等学校	皆生養護学校
		由良育英高等学校	埋蔵文化財センター
警 察		岩美警察署	倉吉警察署
		鳥取警察署	八橋警察署
		郡家警察署	境港警察署
		智頭警察署	黒坂警察署
		浜村警察署	

<表6> A4コピー用紙の他課所への配布に関する内部調査結果 農林水産部 (12-10-5調)

購入課所	用品交付日	数量	金額	他課所配布先
鳥取地方農林振興局	(11-1-29	100箱	256,000円	農業試験場
		300	768,000	東部健康福祉センター
		(200)	(512,000)	中央病院
		(120)	(307,200)	農業大学校
	~	(50)	(128,000)	医務薬事課
		(50)	(128,000)	中央病院
		(250)	(639,500)	消防防災課
		100	255,800	倉吉総合看護専門学校

		200	511,600	中部健康福祉センター
	11-7-29)	600	1,534,800	東部健康福祉センター 中央病院 厚生病院
	計	1,970	5,040,900	
倉吉地方農林振興局	(11-1-8)	50	158,250	倉吉東高校
	(")	30	95,580	園芸試験場
	(")	20	63,300	倉吉産業高校
	(")	20	62,640	倉吉農業高校
	(11-1-20)	70	219,240	倉吉西高校
	(")	80	254,880	八橋警察署
	(")	100	318,600	倉吉警察署
	(11-1-28)	80	250,560	農業大学校
	(11-3-2)	40	125,280	保育専門学院
	(")	50	156,600	倉吉総合看護専門学校
	(11-3-10)	20	62,640	中部健康福祉センター
	(11-6-7)	30	92,340	倉吉高等技術専門学校
	計	590	1,859,910	
日野地方農林振興局	11-5-10	10	25,920	西部健康福祉センター
	11-6-30	10	25,920	"
	11-7-19	15	38,880	"
	11-7-30	15	38,880	"
	"	10	25,920	"
	計	60	155,520	
	合 計	2,620	7,056,330	

- (注) 1. 内部記録の外、当時の担当者からの聞き取りにより判明したものを掲記
 2. 鳥取地方農林振興局の用品交付日は確定できない。数量の () 書きは、担当者からの聞き取りによる。
 3. 倉吉地方農林振興局の用品交付日の () 書きは用品交付請求日

(2) 用紙類の交付単価について

再生紙及び感光紙について、出納局作成の「用品指定品目及び交付単価表」を基に交付単価の年度別(9～12年度)推移を調査したところ 表7、再生紙の交付単価について、中部は本庁・東部・西部と比べ割高となっている。西部は、業者の競争が確保されているのか交付単価が低目であり、特に12年度は談合情報があったためか、前年度と比べ2～3割方低い交付単価となっている。感光紙については、業者も限定されているためか調査した年度において、交付単価はほとんど固定化しており、中部が割安となっている。いずれにしても、概観した結果、用紙類の調達について今後も検討が必要であるという印象を受けた。

また本庁と東部の交付単価は全て同一であることから、それぞれ別々に入札を行なう必要性は少ないのではないかと考えられ、他の用品も含め今後、検討されたい。

<表7> 主な再生紙及び感光紙の年度別交付単価

用品名	年度	本 庁	東 部	中 部	西 部
再 生 紙	12	2,549円	2,549円	3,046円	1,944円
100% A 4	11	2,558	2,558	3,078	2,592
	10	2,560	2,560	3,186	2,646

	9	3,154	3,154	3,132	1,836
再 生 紙	12	3,888	3,888	4,104	3,024
100% B 4	11	3,888	3,888	4,104	3,996
	10	3,888	3,888	4,158	3,996
	9	4,158	4,158	4,536	2,852
再 生 紙	12	3,770	3,778	3,996	2,268
100% A 3	11	3,780	3,780	4,050	3,564
	10	3,888	3,888	4,050	3,564
	9	6,426	6,426	6,426	3,780
感 光 紙	12	10,044	10,044	8,964	10,055
A 1 判	11	10,044	10,044	8,964	10,055
スーパードライコピースター	10	10,044	10,044	8,964	10,055
	9	10,044	10,044	8,964	10,055

3. 食料品の購入について

用品別の購入金額一覧表である「平成11年度用品購入金額」により、10年度との購入金額を比較をしてみたところ、99,952千円（前年対比79.6%）減少している（11年度用品購入金額389,954千円、10年度用品購入金額489,906千円）。これは後述の「用品交付請求管理」で指摘しているが、年度末の予算消的な執行が行われなかった結果であると考えられる。前年度外部監査で指摘した計画的な購入ということについては、在庫管理の適正化と年間を通じた計画的な購入を徹底したとの回答もあり今後の執行に期待したい。

用品のうち、「食料品」の購入額を抽出し、10年度と比較してみると次のようになっている。

用品コード	用品名称	11年度購入額	10年度購入額
61018	コーヒー・ゴールド	2,876,050円	4,728,645円
61034	コーヒー・エクセラ	1,837,654	2,702,098
61077	パウダー・ブライト	1,063,895	2,014,723
60038	煎茶・上	896,160	1,189,206
61093	パウダー・クリーミー	636,740	690,135
61050	紅茶ティーパック	479,545	790,711
60011	ほうじ茶	377,865	672,328
60020	煎茶	368,201	649,488
61018	コーヒー・ゴールド	2,876,050円	4,728,645円
61158	砂糖3g	322,292	498,800
61115	カルピス	276,875	361,368
60046	玄米茶	274,575	676,020
60054	こぶ茶パック入	136,223	194,012
61174	グラニュー糖	134,380	109,287
60070	麦茶	67,213	139,193
61131	番茶300g	56,865	-
61131	砂糖6g	-	320,994
	合 計	9,804,533円	15,737,008円

11年度は、10年度に比べ5,932,475円（前年対比62.3%）減少している。

「食料品」は、主に来客用のものであるが、職員用も含めて交付請求している課所もある。また、課所の中には職員で会費を集め職員用は独自に購入しているところもある（出納局）とのことであった。コーヒー、ミルクに限定し、両者の購入のない課所にその理由を質問したところ、次のような回答があった。

来客数も少なかったため、課金で購入した職員用で対応できた。

課の親睦会で購入しているので、購入の必要がなかった。

年度以前ないし10年度で購入で在庫があり、購入の必要がなかった。

他の課よりもらったため購入の必要がなかった。

一部の課所では独自に購入した職員用を来客用に使用したり、一部の課所では予算で購入したものを職員用に使用したりしており、一定のガイドラインを設けるべきではないかと思われる。

限られた予算の中で、より効率的な執行をするためにも「食料品」に対する支出を見直してみるべきではないかと思われる。

4. 用品交付請求について

前年度の監査で、年度末の予算消化的な執行とならないよう年間を通じた計画的な交付請求をするよう指摘し、これに対し趣旨徹底の措置を講じたとのことであるが、10年度と比較すれば次のようになっていた。

用品交付日	11年度	10年度	対 比
3/末日	15,126,392円	72,210,253円	57,083,861円
3/中旬	12,304,338	27,540,899	15,236,561
3/上旬	8,338,832	16,873,922	8,535,090
小計	35,769,562	116,625,074	80,855,512
2/末日	5,642,651	14,386,119	
2/中旬	12,683,526	12,901,047	
2/上旬	8,540,773	12,058,463	
小計	26,866,950	39,345,629	12,478,679
1/末日	9,351,563	14,500,789	
1/中旬	5,710,391	13,980,918	
1/上旬	3,092,283	2,748,325	
小計	18,154,237	31,230,032	13,075,795
1～3月合計	80,790,749	187,200,735	106,409,986

この結果、年度末の予算消化的な執行はある程度は是正されたのではなかろうかと思われるが、年間を通じての必要量の計画的な購入及び適正な在庫管理については、今後もより徹底することが望まれる。

5. 美術品の購入・管理

美術館のこれまでの基本計画の概要によれば、全国の美術館の動向（課題や取り組みの方向）を視野に置きながら、現在の県立博物館では不足し対応仕切れない要素を充足し、本県の芸術文化拠点としての機能を果たしうる美術館とするため、本県ゆかりの優れた作品 郷土作家とつながりのある作家などの国内外の優れた作品 環日本海諸国の優れた作品という美術品収集の三本柱を立て、独特の美術館に仕立て上げようとしたことであったが、現在見直しが行われているところである。今後も美術行政を推進していく上で、数多くの点において検討されなければならないことが発生すると思われる。

例えば、法人税法基本通達7-1-1によれば、書画骨とう（複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ

使用されるものを除く。)のように時の経過によりその価値が減少しない資産は減価償却資産に該当しないのであるが、次に掲げるようなものは原則として書画骨とうに該当するとしている。

- (1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの
- (2) 美術関係の年鑑等に掲載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等

以上のような基準は原則論としては一応妥当なものであると思われるが、これだけですべてを律し切れるものではなく、同通達注書で書画骨とうに該当するか否かが明らかでない美術品等については、その取得価格が1点20万円(絵画にあっては、号2万円)未満であるか否かによって減価償却資産か否かの判断の余地を残している。これを判断基準とすると、現在購入している絵画はすべて書画骨とうに該当することとなる。

また、購入品は、学芸員と画商等との話し合いの後に美術資料収集評価委員会(以下「評価委員会」という。)の特別委員に真偽と金額等を検討してもらい、評価委員会の委員の全員一致の結果、予定価格が70,000千円以上の場合、議会の議決を得るという順序を踏むことになる。

以上のことを前提とすれば、次のような点を考慮する必要があると考えられる。

県の物品分類表によると、備品は1点2万円以上で美術品は概ね備品に含まれることになるが、前述の基準によればほとんどの美術品が減価償却資産にならない書画骨とうとなることから、備品と美術品とは明確に区分することが必要であると思われる。

美術品購入に際してこれまで年2回程度評価委員会を開催しているが、平成11年度は1回の開催であった。計画的な購入のため年2回の評価委員会の開催が望まれる。

購入予定の美術品について、鑑定書は完全に信頼に値するか不明であるとして、評価委員会の評価能力に従った方が信頼できるとの説明であるが、可能な限り、鑑定書のあるものはそれも含め委員の評価に任せるほうがより効果的であると思われる。

博物館も収納場所が狭小であるため、美術品・預り美術品等についても収納しきれず収蔵庫内の前室又はその通路に置かざるを得なくなっているということである。現在、美術館の位置、設置課題等県民の意見を参考にして検討するとのことであるが、決定するまでには相当の年数が必要となりそうであり、仮収蔵場所に収蔵しなければ博物館自体も手狭になり本来の役割を果たせなくなるとと思われる。そのような事態になった場合、維持管理費用の負担も多額になることとなり、またその間、美術品を鑑賞する機会が奪われる事になるため、出来るだけ公開・鑑賞の機会をつくるという努力が必要である。

< > 「平成11年度鳥取県資産と負債の状況」に記載のある投資等の資産評価について

全国的な地方公共団体の貸借対照表作成の流れの中で、貸借対照表間の比較可能性を志向する観点から統一的な作成基準を求める意見を踏まえて、平成12年3月に自治省は「バランスシートの作成方法」を公表した。これを参考にして、鳥取県は「平成11年度鳥取県資産と負債の状況」(以下「バランスシート」という。)を作成し平成12年10月に公表した。

これを基に、バランスシートについて検証を行った。

1. 「バランスシート」に関する全体的な評価・要改善事項

「バランスシート」は、自治省が示した作成方法に基づき作成したものであるが、今後さらに充実させるためには以下の点についても検討を行うことが必要である。

- (1) 有形固定資産は、昭和44年度以降の決算統計における普通建設事業費のデータを有形固定資産の取得原価とみなし、土地を除いて減価償却後の残存価額を部局別に集計した総額を記載しているが、資産の種類別に集計・記載すべきである。
- (2) 決算統計のデータに含まれていない、100万円未満の什器備品等についても出来る限りバランスシートに計上することが必要である。
- (3) 昭和44年以前の取得に係わる固定資産で、現存しかつ有効に使用されている固定資産をバランスシ-

トに計上する必要があるが、この計上額を何程とするのかの検討が必要である。

- (4) 出納整理期間(4月1日～5月31日)における出納については、バランスシート作成の基準日(3月31日)までに終了したものとして処理されているが、基準日現在で確定している未収金・未払金を計上することが必要である。

2. 投資及び出資による権利並びに貸付金について

バランスシートの重要勘定である投資及び出資による権利並びに貸付金(中小企業高度化資金)について、公有財産表及び経営状況報告書等により検証を行った。

県が出資する団体・法人(以下「法人」という。)に関する明細は、「鳥取県公有財産表」にまとめられ公表されるとともに閲覧に供されている。

また、出資の割合が50%以上の法人については、その法人の経営状況を明らかにするため「経営状況報告書」を県議会に提出することが義務づけられており(地方自治法第243条の3第2項)、出資の割合が25%以上の法人に関しては、監査委員が監査することが出来るとされている(地方自治法第199条第7項)。さらに、当該法人にかかる決算資料は所管する課において徴収・保管されることになっている。

(1) 有価証券

鳥取県公有財産表に記載されている有価証券について、投資等の財政状態を把握し、取得価額と実質価額(持分相当額)を比較することで投資価値の判定を行った。

検証の結果、含み損が生じているものは下記のとおりである。このうち下落率が50%を超えている会社が1社ある。民間会社では株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合には評価減処理をしなければならないが、地方公共団体についても今後の対策について検討する必要があると思われる。

(単位:円)

名 称	取得価額	実質価額	差 額	下 落 率
	A	B	C = A - B	C / A × 100%
株全国液卵公社	2,000,000	1,493,883	506,117	25.31%
株エフエム山陰	15,000,000	14,011,606	988,394	6.59%
若桜鉄道株	15,000,000	11,693,492	3,306,508	22.04%
株さかいみなと貿易センター	300,000,000	291,940,121	8,059,879	2.69%
株鳥取テレトピア	30,000,000	7,114,762	22,885,238	76.28%
株新産業創造センター	412,000,000	222,578,134	189,421,866	45.98%
合 計	774,000,000	548,831,998	225,168,002	

(注1) 取得価額については、鳥取県公有財産表に記載されている決算年度末現在高とした。

(注2) 実質価額については、直近決算書の資本の部の合計金額に持分割合を乗じて算出したため、時価評価は行っていない。

(2) 出資による権利

なお、「公有財産表」及び「経営状況報告書」について内容の検討を行った結果判明した事項は以下のとおりである。

公有財産表の出資額の計上洩れ

県が60%弱出捐している(財)鳥取県臓器バンク経営状況報告書に記載のある県出捐金のうち当該年度及び過年度追加分3,500千円が公有財産表に計上洩となっている。また、(財)鳥取県腎バンクという旧名称が使用されているので、修正が必要である。

経営状況報告書のうち損益計算書の標記

経営状況報告書に記載されている損益計算書の内容は、積立預金支出・繰入金支出・次期繰越収支差額等損益に係わらない項目が記載されており、その内容は資金収支計算書の内容である。また、公益法人の指導は、鳥取県総務部編集の「公益法人事務の手引き」にもとづき行われているのであり、その中でも収支計算書とされていることから、損益計算書の標記を収支計算書と改めることが必要である。

県が50%以上出捐している法人24件の貸借対照表を検証した結果、基本財産として表示すべきところが他の科目として表示されているものが3件あった。

(3) 貸付金

中小企業高度化資金

鳥取県経営流通課の所管する中小企業高度化資金（中小企業が共同して経営体質の改善等を図るために必要な資金の融資制度）について、償還明細表及び貸付先の決算書を入手して、貸付先の財政状態を把握し回収不能となる恐れがないか検証を行った。

検証の結果、債務超過となっていた貸付先が1社あったが、貸付金の償還は約定に定められた償還日に返済されており問題ないといえる。

「平成11年度決算に関する説明書」のうち債権

「バランスシート」と地方自治法第233条の規定により県議会の認定に付すために作成された「平成11年度決算に関する説明書」（以下「決算に関する説明書」という。）の記載内容を比較した結果以下のことが判った。

「バランスシート」に記載されている貸付金の金額と「決算に関する説明書」の債権の内貸付金の合計額について乖離があったので調査依頼したところ、本年度中に償還される予定の(株)さかいみなど貿易センターに対する貸付金10億円が、年度途中において長期貸付金に変更されたことを失念したため「決算に関する説明書」へ記載洩れとなっていたことが判明した。なお、この指摘を受けて、「決算に関する説明書」の該当部分は修正された。

3. 出資法人の決算書類について

(1) 25%以上50%未満出捐の法人

25%以上50%未満出捐の18法人に関する決算資料の提出を依頼し、内容の検討を行った結果判明した事項は以下のとおりである。

前記の「公益法人事務の手引き」により公益法人に義務づけられている計算書類（収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録）が、完全に作成されている法人が極めて少なく、一部について入手・保管されていない課があった。

収支計算書について

全18法人の内、収支計算書は全件あったがこれには「決算書」（6件）「損益計算書」（2件）「収入支出決算書」（1件）と表示されているものも含んでいる。

正味財産増減計算書について

正味財産増減計算書が提出されているのは10件であるが、その内の2件は内容不備のものである。6法人は作成又は提出をしていない。（提出不要2件あり）

貸借対照表について

貸借対照表（財産目録のみ作成のものを含む）中に、出捐を受けた金額として正しく「基本金」と表示している法人は8件であり、その他「基本財産」としたものの5件、「出資金」としたものの2件、「基金」としたものの2件、「正味財産」としたものの1件であった。

また、鳥取県を冠称している財団の貸借対照表において、基本財産として表示すべき金額を普通財産としているために基本財産が0として表記されているものがあった。

貸借対照表作成の基礎となる会計方針及び内容を明らかにすることが望ましい事項について注記を求められているが、貸借対照表を作成している18法人の内、注記を記載しているものは1件であり、部分的な注記のあるものを含めても2件であった。

財産目録について

財産目録は17件作成されているが1件は作成されていない。

以上の結果を総括すると、作成すべき書類を（名称の違いを無視すれば）全て提出したものは、1法人にすぎず、17法人は不十分な書類の提出があったのみであり、所管の部所においても、保管又は、作成の要請を行わず放置していたと考えられる。

県の財産をその法人の基本財産の25%以上50%未満も出捐しているにもかかわらず、経営状況の確認をする最低限の資料である計算書類の入手を怠っているということは、財産を管理するという意識が全くないと考えざるをえない。

これらは、その名称中に「鳥取県」又は「鳥取」等地域名称を冠したものが全てである、その内必要書類及び注記を全て備えているものは1件である。

(2) 25%未満出捐の法人

25%未満出捐の法人に関する決算資料については以下のとおりである。

収支計算書について

全28法人のうち、収支計算書のあるものは25件であるが、これには「決算書」としたものの3件、「損益計算書」としたものの8件、「歳入歳出決算書」としたものの1件を含んでいる。

正味財産増減計算書について

正味財産増減計算書が提出されているものは11件であるが、その内1件は内容不備のものである。

貸借対照表について

貸借対照表が提出されていないものが1件ある。

貸借対照表（財産目録のみの作成を含む）中に、出捐を受けた金額として「基本金」と表示しているものは13件であり、「基本財産」としたものは7件、「出資金」としたものの4件、「県出資金」「資本金」としたものはそれぞれ1件、正味財産としたものの2件であった。

財産目録について

財産目録は7件作成されているのみである。

25%未満出捐の法人についても、県の財産を出捐している法人に対して、その経営状況及び財政状態を注意深く監視することが必要であると考えられる。これは県民の財産を付託された者がその職務を十分に行う上で必要な、受託者としての責任というべきものであると考えられるからである。

< > 公共工事における入札手続について

1. 格付けについての調査方法について

建設工事の入札参加資格を有すると認められた業者については、業者の経営状況に応じ全国統一的な基準で算定する客観点数と県独自の基準による主観点数の合計点により、工事の種別ごとに毎年度AランクからDランクに格付けしている。

発注工事種別の認定業者数は一般土木837、舗装102、一般建築377、管工事237、電気93、造園145の業者であり、そのうち経営事項審査による客観点数が前年度より50点以上上がり格上げとなったのは53業者であるが、特にその中から18業者を抽出し調査した。

その内で繰越損失を有している業者を格上げするよりも、経営改善あるいは増資・減資の方法により自己資

本の充実及び欠損金の減少を図らせるべきではないかと質問したところ、格上げされればより高額の工事の入札に参加する機会が増え、その結果受注額が多くなる可能性があるという回答があった。

また、客観的事項審査は一定様式の提出資料を外部にコンピュータ処理委託しているとのことであった。一定様式で提出させる決算書については、特に内容の検討は行っていないとのことである。ただ、消費税の納付について証明書を添付させているとのことではあるが、税務申告書に税務署の受付印の押印された申告書を提出させることも必要であると思われる。

また増資をした場合、登記簿謄本を提出させ資本金を照合することも必要であると考ええる。

(単位千円)

	自己資本		差引増減	当期利益	差異の状況
	当 期	前 期			
1 鳥取 土木 (有) A	24,657	6,273	18,384	9,384	900万円増資
2 " " (有) B	10,980	3,467	7,513	513	700万円増資
3 " " (有) C	11,309	3,263	8,046	1,046	700万円増資
4 " " D (有)	17,652	50,252	67,904	67,904	11年受注なし
5 郡家 " E (株)	17,479	10,279	7,200	2,000	増資500万円
6 倉吉 " F (有)	5,339	8,639	3,300	3,300	11年受注なし
7 " " (有) G	6,216	3,526	2,690	690	200万円増資
8 " " (有) H	14,016	28,164	14,148	14,147	11年受注なし
9 " " (有) I	8,929	9,514	585	585	
10 " " (有) J	8,441	9,961	1,520	1,520	11年受注なし
11 " " (有) K	671	428	1,099	1,098	
12 米子 " (有) L	55,480	13,036	42,444	42,444	特別利益 25,563千円
13 " " (株) M	3,993	21,670	17,677	17,677	
14 " " (有) N	24,457	12,280	12,177	15,227	300万円社外流出
15 " " O	10,819	5,269	5,550	10,099	
16 鳥取 土木 (株) P	1,931,282	1,842,173	89,109	89,109	(平成11年 1,417,500)
17 " " (有) Q	70,112	67,346	2,766	6,995	
18 " " (有) R	21,599	17,545	4,054	5,990	1,936 仮払税金償却

上記のように自己資本の増減を比較をしその内容の分析を行い、経常的か否かの検討を行えばその原因が明白になるのである。

例えば、「12 (有) L社」の場合において当期末自己資本55,480千円、当期利益が42,444千円であり、売上に対する利益率が非常に大きいことからその内容を検討したところ特別利益25,563千円は次のように土地の評価益が計上されている。

所在地	期首金額	期末金額 (固定資産評価額)	評価損益
a 米子市 ××××	27,285,548円	13,970,915円	13,314,633円
b 米子市 ××××	13,777,580	6,489,600	7,287,980
c 米子市 ××××	4,631,516	14,399,238	9,767,722
d 米子市 ××××	4,300,000	31,231,270	26,931,270
e 米子市 ××××	3,939,165	13,406,690	9,467,525
計	53,933,809	79,497,713	25,563,904
評価益	25,563,904		
合計	79,497,713		

土地の再評価が可能な法人は、「土地再評価に関する法律」によれば、

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条に規定する株式会社（商法特例法上の大会社）

信用金庫及び信用金庫連合会

労働金庫及び労働金庫連合会

信用協同組合及び協同組合連合会

農林中央金庫

農業協同組合及び農業協同組合連合会

漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

とされている。

したがって、これらに該当しない法人が土地の再評価を行い、評価益の計上により財政状態を良好に示していることは、仮装経理でありあきらかに粉飾決算である。

この他いろいろな仮装経理についても、相当高度なソフトを利用して、数期間の比較を行わなければ本来の財政状態の判定は困難だと思われる。客観的事項審査を単年度分について、内容の評価も行わずに外部委託することで十分であるとするのではなく、主観的判断時点で担当者による検討を加えることも必要であると思われる。

2. 経営審査前の監理について

平成11年、12年度における建設業者の倒産状況は16件あるが、その倒産の原因をみると受注の減少が殆どである。しかも、その企業は殆ど粉飾をしていることが容易に判明している。

それを防止するため、経営事項審査制度のなかに客観的判断のための指標分析を外部業者に委託することになっているが、今後は最小限、下記の点についてその有無を明確にすることを検討されたい。

提出資料の財務諸表は税務署の受付印のあるものの提出を求め、管理課に於て最小限の財務諸表の前期比較をして異常点について確認の実施

キャッシュフロー計算書の添付

関連倒産防止のために保証債務・連帯保証（民法458条）・共同保証（民法456条）・保証予約等の有無についての宣誓書の提出

長期滞留棚卸資産・長期滞留債権内訳明細の提出

これだけ激しい日本経済や今後の建設産業の状況変化を考えた時、客観的事項審査において提出を求めている資料の内容を長期間にわたり放置し見直しされなかったことについても批判的検討をし、今後の適切な制度運営、あるいは抜本的改善を図る必要がある。そのほか、重要な損失の発生や金融支援の打ち切りの可能性など、企業の存続能力にかかわることをうかがわせるような事態が生じた場合にはその情報を特記させる必要があると思われる。今後、公共事業の在り方によっては、大きな財政上の問題にもなりかねなく、管理上の責任問題ともなりかねないからである。

3. 設計等の委託状況について

次に、測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントの2か年指定業者のうちで、平成11年度分委託に関して1,000万円以上を受注している38社を対象に内容を検討した結果、以下のような状況であった。

38社のうち、鳥取県職員であった者が経営者として在職している法人は6社である。

38社の1,000万円以上の受注額の合計は1,421,973千円であり、そのうち6社が受注した額の合計額は383,818千円であった。

6社の受注額が全受注額に占める割合

$383,818千円 \div 1,421,973千円 = 26.9\%$

6社の全体に占める企業割合

6社 ÷ 38社 = 15.8%

6社の企業 1社当り受注平均金額

383,818千円 ÷ 6社 = 63,969千円

38企業 1社当り平均受注金額

1,421,973千円 ÷ 38社 = 37,420千円

上記の通り、鳥取県職員退職者が経営者となっている企業は1千万円以上の受注金額でとらえた場合、受注割合・受注金額共に平均数値に比べ有利な数値となっていることが示されている。

土木部・本庁

1. 開札筆記の分析結果について

(1) 分析内容

土木部の本庁執行分の開札筆記より、指名競争入札対象工事の落札割合（落札価格 / 予定価格）を全件調査して、工種別・所管土木事務所別に集計した（表1）。

（注1）公募型指名競争入札においては、予定価格が事前公表されているため、集計結果から除いている。

（注2）不落札による随意契約についても、1社との契約になるため、集計結果から除いている。

(2) 分析の結果

落札割合が99%を超えるものが全体の約7割を占め、非常に多いことがわかる。これを所管土木事務所別に比較すると、鳥取にくらべ有資格者数の少ない倉吉については落札割合が99%を超えている工事が9割もある。また、工種別にみると港湾工事については12件中11件が99%を超えている。

また、最低制限価格で落札している工事が3件あった。予定価格を公表していない工事を対象に集計したにも関わらず、このように予定価格に近い金額や最低制限価格で落札するという傾向があらわれるのは、不自然であるといえる。いくら設計積算の積算ソフトが向上し、県の設計単価を予測できるとしても、予定価格の構成要素である一般管理費や値引額については各社の経営状態や経営環境によって様々であるはずなので、もう少し落札割合にばらつきがでてもおかしくないと思われる。

(3) 港湾工事における入札価格と予定価格の分析

表1により全体の分析をした結果、港湾工事については全12件中11件が99%を超えているうえ、有資格者数も少なく閉鎖的になりやすいことから、より詳細な検証を行った。

まず、港湾工事に関わる開札筆記（土木部・本庁執行分）より、予定価格、入札業者及び入札金額を抽出した（表2）。さらに、表2について入札割合（入札金額 / 予定価格）を算出した（表3）。

表2より、対象工事の行われる場所と落札業者の所管はほぼ一致していることが判る。

また、入札番号の港1から港7までほぼ順番どおりに落札しており、港9から港12までは年度末の入札（入札日 平成12年3月14日）であったためか、それぞれの業者が連続して落札している。

表3より、落札した業者（又はもう1社）のみが予定価格を下回っており、その他の入札業者は予定価格以上で入札していることが判る。不自然な傾向が見られることは確かである。

2. 入札制度の問題点の検証

(1) 入札番号の連番制

開札筆記に入札番号が付されているが、連番制がとられていないため、網羅性の検証ができない。これは、入札管理システム上、一度入札番号を登録してしまうと後に内容を変更しても最初に登録した番号が飛ばされて新しい番号が付されてしまうためである。特に11年度に番号抜けが多かった一般建築工事については、担当者が慣れていなかったため、何度も登録後に変更してしまったようである。

開札筆記を公表している現状からみても、番号が抜けるのは、公表したくない開札筆記があるのではないかという疑いを抱かせる原因となり、透明性が確保できているといいがたいのではないと思われる。ただし、入札の網羅性は、工事台帳にて管理しているため、内部管理上は問題にならないということであるが、外部からの検証が可能であることが望ましいといえる。現状の改善策としては、人為的に登録ミス及び登録後の変更を防ぐことが考えられるが、入札管理システムの根本的な改善を行うための検討経費を平成13年度に予算要求しており、上記の点についても改善におりこまれるよう検討が望まれる。

(2) 指名停止業者の調査

平成12年3月14日の指名業者に選定されたA社は、同年3月17日に暴力団への利益供与が発覚したため、6か月間指名停止となった。A社の格付は平成11年度、12年度ともにAランクであったが、このような場合A社の翌年度の格付審査に与える影響は次のとおりである。

「鳥取県建設工事入札参加資格者格付審査要綱」第3条1項によれば、「格付は、次項の規定により算定した総合点数に応じて、別表1により行う。」としている。さらに第3条2項2号八(1)は下記のような取扱いとなっている。

八 行政処分等による減点

(1) 入札参加資格審査を行う前年の1月1日から12月31日までの間に次に掲げる事項に該当したときはそれぞれに掲げる点数を減点する。

ア. 行政処分

営業停止 20点

指示処分 15点

イ. 指名停止 10点

ウ. 障害者の雇用の促進等に関する法律第10条の雇用義務未達成の場合
5点

エ. その他の法令違反 最高30点

このケースの場合、指名停止であるため、10点減点されるのみで指名停止の原因である暴力団への利益供与(商法第497条違反)による減点はされないとのことである。「エ. その他の法令違反 最高30点の減点」を加味するか否かについては、これを適用した事例はなく、エについては、ア～ウ以外の法令違反のことを指しているという解釈であるため減点しないこととしている。今後はこの審査要綱を見直す際にこの点についても検討することが望まれる。

(3) 失格した業者の多い入札

入札価格が最低制限価格に満たない場合は、当該入札価格を提示した指名業者は失格となる。平成11年度については指名業者10社中8社失格した事例及び全社失格した後、業者を変更して再入札を行った事例が見受けられた。このような場合においても、予定価格を変更することは原則ありえない。ただし、予定価格設定のもととなる設計書(額)を自主的に確認することはあるとのことであるが、これを制度化することが望ましい。

(4) 低入札価格調査制度の検証

土木部は予定価格を事前に公表している建設工事について、鳥取県土木部建設工事低入札価格調査制度実施要領を定め、「低入札価格調査」(地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者を決定するために行う調査)を実施している。これは、調査基準価格(予定価格の3分の2から10分の8.5)を下回る価格で入札を行ったもの(低価格入札者)に対して、すぐに失格としないで調査を行い、低入札価格審査委員会により当該入札者との契約の適否を決定するものである。調査内容は、まず、工事費内訳書を低価格入札者から徴するとともに設計金額と比較し、著しく価格差があるものについて関係書類の提出を

求め、その理由を明らかにする。さらに必要に応じて適宜当該低価格入札者に対して、経営状況・信用状況・過去の土木部発注工事の実績等を調査する。

平成11年度の低入札価格調査制度対象工事のうち、「主要地方道鳥取港線橋りょう整備工事（千代橋1工区・2工区）」について調査内容を検証したが、特に検出事項はなかった。調査に関しては実施要領第8条に詳細に規定されているが、最終的な判断において恣意性が介入しないよう今後も慎重を期すべきである。

(5) 不落札の場合の取扱い

建設工事の競争入札における入札回数の制限については、土木部長の通知により、最初の入札とあわせて3回までとされており、それでも落札者がいないときは原則再度公告入札又は指名替え（当該入札参加者以外のものによる指名競争入札）が行われる。ただし、入札比較価格（税抜予定価格）と最低入札価格との差が少額な場合で一定の割合を超えていない場合には、随意契約とすることができる。とされている。

ところが、この割合を超えているものであっても、随意契約としている例が見受けられた。

理由としては、平成10年度において未契約で繰り越した入札（起工 H11.3.12、入札 H11.4.21）であることと工期（H11.4.28～H11.10.20）が迫っていたことにより、時間的制約を受けていたため、再入札はできないこと及び鳥取砂丘こどもの国改築工事（遊具）が特殊であり業者が限定されてしまうため（全て県外業者）、指名替えは難しいことがあげられる。

これを合規性からとらえれば、部長通知違反となるが、経済性・有効性からすればやむを得ないと思われる。改善策としては、部長通知に「必要と認められた場合には随意契約とする」旨を入れることが考えられるが、恣意性が入ることとなるため、今後の検討が望まれる。

(6) 複数回入札における減少割合の分析

(5)により、入札回数の制限は3回までと決められているが、第1回から第2回及び第2回から第3回への入札価格の減少割合の調査を行った結果、表4のような減少が見受けられた。

第1回から第2回への減少割合は各社様々であるが、第2回から第3回までの減少割合は次の2つの傾向がみられる。

落札業者（又は契約業者）の減少割合がもっとも高く、その他の入札業者がほぼ一定の減少割合を示す場合

すべての落札業者（又は契約業者）の減少割合がほぼ一定の場合

、いずれの場合でも、落札業者（又は契約業者）はすべての回で最低入札価格を提示している。このことからわかるように、複数回入札の場合は、それぞれの回で最低入札価格を提示する業者が入れ替わることはほとんどなく、不自然な傾向であることは確かである。

(表1) 予定価格と落札価格の割合別件数調べ (土木部・本庁執行分)

工種	所管土木事務所	落札割合				工種	所管土木事務所	落札割合			
		99%	X%	その他	計			99%	X%	その他	計
一般土木	鳥取		1	2	3	鋼橋	鳥取				0
	郡家	2		1	3		郡家				0
	倉吉	7			7		倉吉				0
	米子				0		米子	3			3
	根雨	5		1	6		根雨			2	2
	計	14	1	4	19		計	3	0	2	5
ほ装	鳥取				0	港湾	鳥取	6		1	7
	郡家				0		郡家				0
	倉吉	2			2		倉吉	3			3
	米子				0		米子	2			2
	根雨				0		根雨				0
	計	2	0	0	2		計	11	0	1	12
一般建築	鳥取	2	1	5	8	プレストレスト コンクリート	鳥取	1			1
	郡家			2	2		郡家			1	1
	倉吉	4			4		倉吉	1			1
	米子	2			2		米子	1		1	2
	根雨				0		根雨				0
	計	8	1	7	16		計	3	0	2	5
管	鳥取	5		3	8	その他	鳥取			1	1
	郡家	1			1		郡家				0
	倉吉	3			3		倉吉				0
	米子	2		1	3		米子	1			1
	根雨				0		根雨				0
	計	11	0	4	15		計	1	0	1	2
電気	鳥取	7		3	10	(注) 電気工種は、本表に計上されていない。					
	郡家	2		1	3						
	倉吉		1	1	2						
	米子	1			1						
	根雨				0						
	計	10	1	5	16						
所管別合計	所管	99%	X%	その他	計	工種別合計	工種	99%	X%	その他	計
	鳥取	21	2	15	38		一般土木	14	1	4	19
	郡家	5	0	5	10		ほ装	2	0	0	2
	倉吉	20	1	1	22		一般建築	8	1	7	16
	米子	12	0	2	14		管	11	0	4	15
	根雨	5	0	3	8		電気	10	1	5	16
	計	63	3	26	92	鋼橋	3	0	2	5	
						港湾	11	0	1	12	
						P	3	0	2	5	
						その他	1	0	1	2	
						計	63	3	26	92	

(注1) 落札割合の算定にあたっては、小数点以下を四捨五入している。

(注2) 予定価格及び落札価格については、消費税抜の価格である。

(注3) 落札割合X%は、最低制限価格の予定価格に対する割合である。

(表2) 港湾工事における予定価格及び入札価格の一覧(土木部・本庁執行分) (単位:千円)

入札業者	入札番号	港1		港2		港3		港4		港5		港6		港7		港8		港9		港10		港11		港12	
		所管	米子	米子	米子	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	倉吉	倉吉	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	倉吉	倉吉	倉吉	倉吉
A	米子	75,500	87,058	175,024	182,715	89,150	117,887	84,320	182,142	188,750	192,000	190,000	188,000	190,000	89,000	89,000	188,000	192,000	192,000	94,032	89,294	91,300	93,437	95,000	
B	米子		86,500			91,000																			
C	鳥取	75,800	88,000	173,000	187,000	90,000	118,500	88,500	181,700	190,000	190,000	189,000	187,000	189,000	89,400	89,400	188,000	193,000	193,000	94,000	88,800	92,900	96,100	94,400	
D	倉吉	75,300	88,200	179,000	187,000	91,500	120,000	87,000	189,000	193,000	193,000	188,000	188,000	188,000	88,800	88,800	188,000	193,000	193,000	95,000	88,800	92,900	96,100	94,400	
E	鳥取			175,500	181,500	90,500																			
F	鳥取			180,700	188,000	89,000																			
G	米子		87,100			91,300																			
H	米子		87,800			90,700																			
I	米子		87,500			91,000																			
J	米子		88,400																						
K	県外	76,100		180,000	188,000		116,000	87,000	190,000	195,000	195,000	189,000	189,000	90,700	90,700	190,000	195,000	195,000	96,000	90,000	90,000	93,300	95,700		
L	県外	75,500		174,000	190,000		119,500	84,000	187,000	192,000	192,000	189,000	189,000	90,000	90,000	187,000	192,000	192,000	97,000	90,000	90,000	93,300	95,700		
M	県外			176,000	187,000																				

(注1) 予定価格は消費税抜としている。
 (注2) 表中の斜体太字は落札価格である。
 (注3) 表中の入札業者の順番は、開札筆記に記載される順番とした。

(表3) 港湾工事における予定価格及び入札価格の割合分析(土木部・本庁執行分)

入札業者	入札番号	港1		港2		港3		港4		港5		港6		港7		港8		港9		港10		港11		港12	
		所管	米子	米子	米子	鳥取	倉吉	倉吉	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	倉吉	倉吉	倉吉									
A	米子	99.3%	100.7%	102.8%	102.9%	103.5%	105.6%	104.3%	101.7%	101.0%	102.2%	101.7%	101.7%	101.0%	102.2%	101.7%	101.7%	101.7%	101.0%	102.2%	102.2%	101.7%	101.7%	101.7%	
B	米子		99.4%			102.1%																			
C	鳥取	100.4%	101.1%	98.8%	102.3%	100.5%	105.0%	99.8%	100.7%	100.0%	100.1%	101.0%	101.0%	105.0%	100.1%	101.0%	103.8%	102.3%	100.7%	100.0%	100.1%	99.4%	99.4%	102.9%	
D	倉吉	99.7%	101.3%	102.3%	102.3%	101.8%	103.2%	103.8%	102.3%	101.8%	101.8%	101.8%	101.8%	103.2%	101.0%	101.0%	103.8%	102.3%	102.3%	101.0%	99.4%	99.4%	99.4%	102.9%	
E	鳥取			100.3%	99.3%	101.5%			99.8%	101.5%	101.5%	101.5%	101.5%	103.2%	101.0%	101.0%	102.7%	102.3%	102.3%	101.0%	101.0%	101.0%	102.9%	102.9%	
F	鳥取			103.2%	102.9%					102.4%	102.4%	102.4%	102.4%	102.4%	101.0%	101.0%	102.7%	102.3%	102.3%	101.0%	101.0%	101.0%	102.9%	102.9%	
G	米子		100.0%							102.4%	102.4%	102.4%	102.4%	102.4%	101.0%	101.0%	102.7%	102.3%	102.3%	101.0%	101.0%	101.0%	102.9%	102.9%	
H	米子		100.9%							101.7%	101.7%	101.7%	101.7%	101.7%	101.0%	101.0%	102.7%	102.3%	102.3%	101.0%	101.0%	101.0%	102.9%	102.9%	
I	米子		100.5%							102.1%	102.1%	102.1%	102.1%	102.1%	101.0%	101.0%	102.7%	102.3%	102.3%	101.0%	101.0%	101.0%	102.9%	102.9%	
J	米子		101.5%							102.1%	102.1%	102.1%	102.1%	102.1%	101.0%	101.0%	102.7%	102.3%	102.3%	101.0%	101.0%	101.0%	102.9%	102.9%	
K	県外	100.8%		102.8%	102.9%				99.4%	102.8%	102.8%	102.8%	102.8%	103.2%	102.1%	102.1%	104.3%	103.3%	103.3%	102.1%	101.6%	101.6%	99.9%	99.9%	
L	県外	100.0%		99.4%	104.0%				101.4%	101.4%	101.4%	101.4%	101.4%	99.6%	99.6%	102.7%	102.7%	103.3%	103.3%	103.2%	100.8%	100.8%	102.4%	102.4%	
M	県外			100.6%	102.3%				103.8%	103.8%	103.8%	103.8%	103.8%	103.8%	101.0%	101.0%	103.8%	101.7%	101.7%	101.0%	100.8%	100.8%	102.4%	102.4%	

(表4) 複数回入札における入札価格の減少割合の分析(土木部・本庁執行分)

入札番号	所管	入札者	入札金額(単位:千円)			減少割合1 (-)/	減少割合2 (-)/
			第1回	第2回	第3回		
土7	郡家	A	185,000	183,000	181,000	1.1%	1.1%
		B	186,000	184,200	182,200	1.0%	1.1%
		C	189,300	184,300	182,450	2.6%	1.0%
		D	186,600	184,500	182,500	1.1%	1.1%
		E	188,800	184,500	182,500	2.3%	1.1%
		F	188,000	184,600	182,500	1.8%	1.1%
		G	189,000	184,700	182,500	2.3%	1.2%
		H	188,500	184,800	182,600	2.0%	1.2%
		I	187,000	184,800	182,700	1.2%	1.1%
		J	187,700	184,800	182,700	1.5%	1.1%
土17	郡家	A	111,800	111,000	109,000	0.7%	1.8%
		B	114,200	111,650	110,750	2.2%	0.8%
		C	113,800	111,570	110,780	2.0%	0.7%
		D	112,800	111,600	110,800	1.1%	0.7%
		E	113,700	111,600	110,800	1.8%	0.7%
		F	114,000	111,600	110,800	2.1%	0.7%
		G	113,000	111,700	110,800	1.2%	0.8%
		H	112,300	111,600	110,850	0.6%	0.7%
		I	113,300	111,600	110,900	1.5%	0.6%
		J	113,000	111,700	110,900	1.2%	0.7%
管8	鳥取	A	158,000	155,000	150,000	1.9%	3.2%
		B	163,000	156,000	153,000	4.3%	1.9%
		C	168,000	156,000	153,000	7.1%	1.9%
		D	170,000	157,000	153,000	7.6%	2.5%
		E	168,000	156,000	153,500	7.1%	1.6%
		F	170,000	156,500	153,500	7.9%	1.9%
		G	161,000	157,000	154,000	2.5%	1.9%
		H	163,000	157,000	154,000	3.7%	1.9%
		I	165,000	157,000	154,000	4.8%	1.9%
		J	175,000	157,000	154,000	10.3%	1.9%
電7	鳥取	A	80,000	79,600	79,000	0.5%	0.8%
		B	80,500	79,800	79,350	0.9%	0.6%
		C	81,500	79,800	79,350	2.1%	0.6%
		D	81,000	79,800	79,400	1.5%	0.5%
		E	80,500	79,750	79,450	0.9%	0.4%
		F	82,800	79,750	79,450	3.7%	0.4%
		G	82,600	79,700	79,460	3.5%	0.3%
		H	82,000	79,800	79,500	2.7%	0.4%
		I	83,000	79,800	79,500	3.9%	0.4%
		J	82,000	79,900	79,500	2.6%	0.5%
電19	鳥取	A	29,000	28,500	28,000	1.7%	1.8%
		B	31,500	28,920	28,250	8.2%	2.3%
		C	33,000	28,500	28,400	13.6%	0.4%
		D	30,500	28,800	28,400	5.6%	1.4%
		E	31,000	28,800	28,400	7.1%	1.4%
		F	30,500	28,900	28,400	5.2%	1.7%
		G	31,000	28,900	28,400	6.8%	1.7%
		H	31,000	28,900	28,400	6.8%	1.7%
		I	31,000	28,900	28,450	6.8%	1.6%
		J	30,800	28,950	28,450	6.0%	1.7%

(注1) 3回の入札の結果、不落札による随意契約となった場合も含む。

(注2) 斜体太字は落札業者(随意契約の場合は契約業者)を示している。

鳥取土木事務所

1. 「平成11年度公共工事執行状況一覧表」の記載内容の検討

(1) 公共工事執行状況一覧表において、完成検査年月日の記入もれ、完成金支払年月日の記入誤り、予定価格の記入誤り等が散見された。この一覧表は、県の監査用に作成されたものであるとのことであり、作成に当たっては適正を期すべきである。

(2) 完成検査日より完成金支払まで相当期間を要している工事が見受けられた。

	工事完成年月日	完成検査年月日	(完成金請求年月日)	完成金支出年月日	完成金支出金額(円)
A工事	H.12-3-17	H.12-3-24	(H.12-5- 8)	H.12-5-12	22,060,400
B工事	H.12-3-25	H.12-3-25	(H.12-4-28)	H.12-5-12	41,615,900
C工事	H.12-3-25	H.12-3-30	(H.12-4-28)	H.12-5-16	73,080,000
D工事	H.12-2-18	H.12-2-21	(H.12-3-31)	H.12-4-18	19,060,650

各工事の完成金の支払請求書日を担当者に問合わせしたところ、上記()書の通りであった。鳥取県建設工事執行規則によれば、請負業者より請求があったときは、当該請求を受けた日から40日以内に請負代金の支払をするようになっており事務手続上は問題はない。

しかし、いずれの工事も、完成検査日より完成金請求まで1か月以上経過しており、各請負業者の経営状況等を考えれば不自然な傾向がみられる。

2. 「平成11年度業者別受注状況(第4四半期末)」について

「平成11年度公共工事執行状況一覧表」には記載されているが、「平成11年度業者別受注状況(第4四半期末)」には工事受注件数及び受注金額の記載のないものが2件あった。

これは、11年度末で発注はしているが、12年度予算執行分のため「平成11年度業者別受注状況(第4四半期末)」には記載されないとのことであった。しかし、調査の結果「平成12年度業者別受注状況(第1四半期末)」にも記載されていなかった。この原因としては、管理システム上はじかれてしまっているため集計されないのではないかととのことであり、早急に管理プログラムを調査し、是正するよう努めるということであった。

また、経営審査及び指名業者選定の場合の既受注件数・受注金額の資料については把握しており、実害は出ていないとのことであったが、業者別受注状況一覧表は公表されており、誤解を招かないためにも早急に管理システムを見直す必要がある。

3. 鳥取土木事務所所管の公共工事に係る開札筆記の分析

(1) 開札筆記の分析

鳥取土木事務所所管の開札筆記より抽出した契約金額の高額な工事について、指名競争入札対象工事の落札割合(落札価格/予定価格)を調査して集計してみた。なお、不落札による随時契約は、1社との契約になるため集計結果より除いている。

土木工事(予定価格3,000万円以上)

落札者の落札額の予定価格に対する比率は抽出93件の内、以下のとおりである。

99.0% ~ 99.9%	20件
98.0 ~ 98.9	10
97.0 ~ 97.9	9
96.0 ~ 96.9	1
95.0 ~ 95.9	5
90.0 ~ 94.9	5

81.0 ~ 89.9	12
80.0 ~ 80.9	<u>31</u>
計	<u>93</u>

落札割合が99%台のものが93件の内20件、21.5%となっている。

落札割合が80%台のものが93件の内43件、46.2%となっているが、この内、最低制限価格で落札している工事が4件あった。

建築工事（予定価格1,000万円以上）

落札者の落札額の予定価格に対する比率は抽出17件の内、以下のとおりである。

99.0% ~ 99.9%	1件
98.0 ~ 98.9	4
97.0 ~ 97.9	1
85.0 ~ 85.9	1
80.0 ~ 80.9	<u>10</u>
計	<u>17</u>

落札割合が99%台のものが17件の内1件、5.8%となっている。

落札割合が80%台のものが17件の内11件、64.7%となっている。

舗装工事（予定価格1,000万円以上）

落札者の落札額の予定価格に対する比率は抽出20件の内、以下のとおりである。

99.0% ~ 99.9%	2件
98.0 ~ 98.9	2
96.0 ~ 96.9	3
93.0 ~ 93.9	1
87.0 ~ 87.9	2
83.0 ~ 83.9	1
80.0 ~ 80.9	<u>9</u>
計	<u>20</u>

落札割合が99%台のものが20件の内2件、10.0%となっている。

落札割合が80%台のものが20件の内12件、60.0%となっている。この内、最低制限価格で落札している工事が2件あった。

委託料（コンサルタント）（予定価格1,000万円以上）

落札者の落札額の予定価格に対する比率は抽出45件の内、以下のとおりである。

100%	3件
99.0% ~ 99.9%	15
98.0 ~ 98.9	12
97.0 ~ 97.9	5
96.0 ~ 96.9	4
95.0 ~ 95.9	3
92.0 ~ 92.9	1
88.0 ~ 88.9	1
86.0 ~ 86.9	<u>1</u>
計	<u>45</u>

落札割合が99%以上のものが45件の内18件、40.0%となっている。

(2) 分析の結果

後述する米子土木事務所に比べ、落札割合の低い件数が多いことは望ましい傾向であるが、予定価格を公表していない工事を対象に分析したにも関わらず、土木・建築・舗装工事についてみれば、予定価格に極めて近い金額で落札したり、最低制限価格で落札するなど不自然な面もある。いくら積算ソフトが向上し、県の設計価格が予測できるとしても予定価格を構成する諸経費等は各社の経営状況等により異なるはずであり、もっと入札価格にばらつきがでてもおかしくないと思われる。

また、最低制限価格で落札された工事が6件あったが、同一業者が土木工事2件、舗装工事1件落札していた。なお、土木工事の2件は同じ入札日に落札されていた。

委託料（コンサルタント）の場合、土木・建築・舗装工事とは反対に落札割合が98.0%以上が大半を占めている。また、抽出した45件の内、予定価格以下の入札が1業者でその他の業者は予定価格以上で入札しているというケースは、32件、71.1%であった。

落札割合が98.0%以上の場合だと28件、93.3%であった。

以上のような状況から、不自然な傾向がみられることは確かである。

鳥取港湾事務所

「平成11年度公共工事執行状況一覧表」の記載事項を検証した結果つぎの通りであった。

完成検査日より完成金支出までの期間が特に短い工事について工事請負業者よりの請求の状況を確認した。

	工事完成年月日	完成検査年月日	完成金支出年月日	完成金支出金額(円)	完成金請求年月日
A工事	H.12-3-24	H.12-3-29	H.12-3-30	5,583,900	H.12-3-24
B工事	H.12-3-24	H.12-3-30	H.12-3-30	11,728,700	H.12-3-24
C工事	H.12-3-22	H.12-3-29	H.12-3-30	1,866,300	H.12-3-22
D工事	H.12-3-17	H.12-3-28	H.12-3-30	29,354,750	H.12-3-17

いずれの工事も工事完成日付で請負金請求書が提出されていた。

担当者によれば、12年2月末までに退職者1名があり、業務をスムーズに行うため及び業者に早期に支払いをするため、完成検査日までに当該工事業者より請求書が提出され、完成検査合格と同時に支払い手続が執られていたとのことであるが、工事が完成検査に合格したときは遅滞なく請求書を提出することとされており（鳥取県建設工事執行規則第59条）、完成検査前に請求書を提出することは不適切な取扱である。

米子土木事務所

平成11年度公共工事執行状況一覧表から抽出した契約金額の高額な工事について、開札筆記を照査した結果以下のとおりであった。

1 複数回入札時の最低価格

入札回数が2～3回にわたった場合（2回7件、3回5件）において、第1回の入札額が最低であった業者はいずれの回の入札額においても入札業者中で一番低い額であるという現象が生じている。

第1回の入札で落札されない場合で2～3回目の入札が行われた場合に、入札額が設計額を下回った業者数は以下のとおりである。

2回目の入札で落札した場合

10業者が応札の時

1社(落札者を含む)	3件
3社(")	1
4社(")	1

5業者が応札の時

1社(落札者を含む)	1件
5社(")	1

3回目の入札で落札した場合

10業者が応札の時

1社(落札者を含む)	1件
10社(")	2

5業者が応札の時

1社(落札者を含む)	1件
2社(")	1

2. 落札割合

落札者の落札額の設計額に対する比率は抽出105件の内、以下のとおりである。

99.0% ~ 99.9%	84件
98.0 ~ 98.9	13
97.0 ~ 97.9	2
96.0 ~ 96.9	1
95.0 ~ 95.9	1
94.0 ~ 94.9	1
90.0 ~ 90.9	1
80.0 ~ 80.9	<u>2</u>
計	<u>105</u>

99%台の落札件数は抽出105件の内84件80.0%となっている。

3. 落札額と第2位入札額との開差

落札額と第2位入札額との金額の開差は抽出105件の内で以下のとおりである。

10万円未満		8件
10万円以上	20万円未満	24
20 "	30 "	32
30 "	40 "	18
40 "	50 "	3
50 "	60 "	9
60 "	70 "	1
70 "	80 "	3
80 "	90 "	1
100 "	200 "	4
200 "	300 "	1
300万円超		<u>1</u>
		<u>105</u>

落札額と第2位入札額との差額が50万円未満の件数は全体の80.9%である。

また落札額と第2位入札額との差額と設計額との比率は抽出105件の内で以下のとおりである。

0.0% ~ 0.5%未満	44件
0.5 ~ 1.0 "	36
1.0 ~ 1.5 "	8
1.5 ~ 2.0 "	7
2.0 ~ 3.0 "	3
3.0 ~ 4.0 "	2
4.0 ~ 5.0 "	1
6・7・8・9%台 各1件	<u>4</u>
	<u>105</u>

設計額に対する落札額と第2位入札額との差額が1%未満の件数は全体の76.1%である。

この結果を概観すると、設計額に極めて近い金額で落札結果が出ており、また、第2位入札者も落札額に近似した額を入札していることが判る。

入札に参加する業者は、それぞれの方針・会社の現況・設備投資の状況・設備の使用状況・経費率・受注工事残高等において、決して同一の状況ではないのにも関わらず、以上のような自然とは言えない傾向が見られる。

4. 「談合」についての調査

平成11年度において、米子土木事務所が発注した海岸工事の入札に係わる不正行為情報（談合情報）について検証を行った結果は以下のとおりである。

西坪海岸単県海岸保全工事（西伯郡名和町） 入札11.7.8

8業者に対し聴取を行ったが、出席者は

代表取締役	4
専務	" 2
常務	" 3
営業部長	1

であった。（複数出席2社あり）

概ねマニュアルどおりに行われており、事情聴取の対象者も、経営の意思決定を行う者あるいはそれに準ずる者であり、問題とすべき事項はなかった。

農林水産部

1. 平成11年度公共工事執行状況一覧表

農林水産部本庁各課及び各地方機関別の平成11年度公共工事執行状況一覧表により、指名競争入札に係る各工事の落札率（設計額に対する契約額の比率）を算出して、落札率別の工事件数及び平均落札率を調査し、さらに各工事において行われた入札回数を集計した。

この結果、農林水産部の平均落札率は本庁執行分（表1）は96.8%、地方機関執行分（表2）は97.4%と高い比率を示している。落札率100%の工事が本庁1件、地方機関3件もあり、99%以上の工事が本庁執行分（表1）104件の内54件（51.9%）、地方機関執行分415件の内223件（53.7%）を占めている。

また、最低制限価格に極めて近い価格で落札した工事は本庁9件（表1）、地方機関12件あり（表2）、低入札価格制度適用工事は1件（表2）である。

入札1回で落札となった件数は本庁執行分（表1）95.1%、地方機関執行分（表2）87.9%となっている。

そのなかで、表2のとおり倉吉地方農林振興局と日野地方農林振興局は、業者数が少ないためか、工事件数の割には平均落札率は高く、入札もほとんど1回で落札となっており、入札において競争原理が働いていないように思われる。上限価格である予定価格の満額に近い価格で落札されている傾向が強いのは不自然である。

なお、入札回数2回以上の場合、第1回の最低入札額の業者は、いずれの回においても最低額を提示しており、不落札の場合を除き、落札していた。

(表1) 本庁執行工事の落札率・入札回数

落札率	漁港課	林務課	耕地課	農村整備課	森林保全課	計
100%	1					1件
99.0～99.9	37	7	8	1		53
98.0～98.9	15	4	5	1	1	26
97.0～97.9	5	1	2			8
96.0～96.9	1					1
95.0～95.9	1					1
94.0～94.9	1					1
93.0～93.9	1					1
92.0～92.9		1				1
91.0～91.9	1					1
80.0～80.9	6	3				9
76.0～76.9		1				1
計	69	17	15	2	1	104
平均落札率	97.0	93.9	98.8	99.1	98.2	96.8%
入札回数						
1回	66	17	13	2	1	99件
2			2			2
3	3					3

(表2) 地方機関執行工事の落札率・入札回数

落札率	地 方 農 林 振 興 局					大山農地	計
	鳥取	八頭	倉吉	米子	日野	開発局	
100%	2					1	3件
99.0～99.9	24	37	49	49	53	8	220
98.0～98.9	6	11	26	17	28	7	95
97.0～97.9	12	5	4	8	5		34
96.0～96.9	5	7	2	1			15
95.0～95.9	1	1		2			4
94.0～94.9	1				1		2
93.0～93.9	4	1					5
92.0～92.9	1						1
91.0～91.9		2					2
90.0～90.9				1			1

89.0～89.9	1			1			2
88.0～88.9	1						1
87.0～87.9	2	1		1			4
86.0～86.9	2	1					3
85.0～85.9	1						1
84.0～84.9	1	1		1			3
83.0～83.9	1						1
82.0～82.9	2	1					3
81.0～81.9	1			1			2
80.0～80.9	8	4					12
77.0～77.9	1						1
計	77	72	81	82	87	16	415
平均落札率	93.8	96.6	98.8	98.2	98.9	99.1	97.4 %
<u>入札回数</u>							
1回	62	66	80	63	85	9	365件
2	7	3		10	2	7	29
3	8	3	1	9			21

2. 平成11年度指名競争入札開札筆記

平成11年度指名競争入札開札筆記により、落札差額（予定価格と落札価格との差額）の平均額を工事別に算出し、さらに入札価格が予定価格以下であった業者数についても集計した。

ただし、平均落札率の高い倉吉地方農林振興局及び日野地方農林振興局については全件調査したが、他の課所は部分的調査にとどめた。

表3の平均落札差額でみると、日野地方農林振興局が平均260千円、次いで倉吉地方農林振興局が平均386千円と少額であり、他の課所の平均が抽出した一部の平均であるとしても、予定価格に近い額で落札されていることがうかがえる。工種別にみると、舗装工事に特にその傾向が現れている。

また、入札の上限価格となっている予定価格以下で入札した業者数を表4でみると、1業者のみが農林水産部全体で329件の内149件（45.3%）、2業者が61件（18.5%）と、あわせて63.8%を占めており、落札業者の偏在があることがうかがわれる状況である。

入札開札筆記からみて、入札価格にバラツキがなく不自然な傾向がうかがわれる。

特定の業者が落札する傾向を排除し、割高な公共工事を安く行うためのコスト意識をもつためにも、入札情報の公開の適用範囲の拡大、指名競争入札から競争性の高い一般競争入札や公募型指名競争入札への移行等の入札制度の改善が望まれる。

(表3) 平均落札差額

課 所	土 木	舗 装	法 面	その他	全工種平均
本 庁	6,469	381	38	2,885	4,408 千円
鳥取地方農林振興局	3,021	118	2,540	353	2,502
八頭地方農林振興局	937		4,568	3,409	1,066
倉吉地方農林振興局	386	217	520	497	386

米子地方農林振興局	3,350	30	220		1,129
日野地方農林振興局	292	157	206	440	260

(表4) 予定価格以下の業者数

課 所	1業者	2業者	3業者	4業者	5～10業者	計
本 庁	14	1	1	1	15	32件
鳥取地方農林振興局	29	5	2	1	12	49
八頭地方農林振興局	20	6	1	5	15	47
倉吉地方農林振興局	47	23	7	4	16	97
米子地方農林振興局	8	4		1	4	17
日野地方農林振興局	31	22	12	10	12	87
計	149	61	23	22	74	329

3. 設計額と予定価格について

予定価格は予定価格決定権者により決定され厳重に管理することとされているとのことであるが、国においては「公共工事の入札及び契約の適正化の促進を図るための措置に関する指針」を示し、この中で「予定価格の設定に当たっては、適正な積算の徹底に努めるとともに、設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りについては、厳に慎むものとする。」とされており、都道府県においても同様な取扱いが求められている。したがって、今後、数名の職員が知り得る設計額においても適切な管理を行うことが必要となり、その対応策を検討することが必要であると考えます。

4. 談合情報調査結果の検証について

(1) 検証手続の内容

平成11年度において、農林水産部が発注した田河内蒲生（長谷工区）林道開設工事の入札に係る不正行為情報（談合情報）が「調査に値する」と判断され、公正取引委員会へ通報されたが、農林水産部の調査結果について鳥取県が定めた談合情報対応マニュアルにしたがって処理されているか検証を行った。

(2) 県の対応

まず予定していた入札を延期し、入札参加業者から事情聴取を行った。その後、すべての入札参加業者から「誓約書」を提出させたうえで、入札を行ったが、結果として談合情報どおりの業者が落札した。さらに、入札参加者から入札価格の根拠である工事費内訳書を提出させるとともに入札参加業者の積算担当者から聞き取り調査を実施した。以上のような調査結果により、談合により入札したという確証は得られなかったため、落札業者と契約を締結した。

(3) 検証の結果

県の調査結果については、おおむね談合情報対応マニュアルにしたがっていると判断されるが、入札参加業者からの事情聴取にあたり、下記のように10社のうち3社について事務員から聞き取りしていた。

(事情聴取対象者)

代表取締役	1社
専務取締役	2社
その他管理職	4社
事務員	3社

これは事情聴取の前に業者間での話し合いや調整が行われる暇を与えないよう可及的速やかに入札参加

業者を招集したため、社内事情により社長等一定の役職者に対して事情聴取できなかったためであり、さらに入札時には談合等は一切行っていない旨を代表者が記名押印した誓約書を提出させているためであるとしている。時間的制約があったとの説明は理解できるが経営上の決定権のない事務員に談合があったか否かを聞き取りしても無意味であると考えられる。むしろ入札後でも一定の経営権を有する役職者に対して事情聴取を行うのが効果的であるといえる。このような状況は、形式的な事情聴取を行っているとは批判されても何等の抗弁が出来ないものであると思われる。

県では、予定価格の事前公表及び公募型指名競争入札の適用範囲の拡大など入札制度の改善に取り組んでいるが、国においては、国・特殊法人・地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発展を図ることを目的として、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を制定し、平成13年度分の入札・契約から適用されることとなっているということである。

県発注の公共工事もこの法律の対象となることから、より一層、公共工事に係わる入札手続の透明性及び競争性の向上が図られるよう、制度の改善及び厳正な運用に取り組まれない。

